

源  
賴  
朝

時代代表

日本英雄傳

山路愛山著



一般資

源

賴

朝

全

210.4M + 147m

Y517m



296513



徳川義孝殿  
中村不折写

Handwritten text at the top of the right page, possibly a title or reference number.



国立国会  
28.5.19  
図書館

296518

凡例

凡

一 本書十冊を以て全巻とす。時代を以て人を論じ人を以て時代を論ず。併せ讀めば以て日本の全史となすべく、分ち讀めば以て一個の英雄傳とすべし。

一 本書の文體は通俗を主とす。マコーレー卿の所謂好んで史家の文體を破壊するものなり。是れ著者自ら持論の存する所。

一 年號の外に西曆を用ひたるは世に稱する神武紀元なるものは史家の間に異論あるを以てなり。

一 皇族の外は特に敬語を用ひず。薨卒等の文字の如きもすべて歿又は死と記す。記者微意なきに非ず。

例

# 目次

天皇御系圖及び御治世……………一頁

年號表……………二—四

年表……………五—一八

第一章 東北の日本と西南の日本……………一九—四七

一 狹長にして小區域に隔離し易く、幾多の政治的中心の存在を要する日本の地勢……………一九

二 東北の日本は殊に治め難し……………二三

三 豪族自ら亂を爲し。豪族自ら亂を靖んじ。中央政府は寧ろ無關係なりし時代……………二七

四 奥羽、中央政府に對して一敵國たらんとす(一)……………三〇

五 奥羽、中央政府に對して一敵國たらんとす(二)……………三六

著者は日本武尊を以て日本人種の國家的、人種的生存競争を論じ、藤原鎌足を以て族長政治より、法律政治に移らんとする日本を論じ、菅原道真を以て、平安朝の政治文學を論じ、藤原道長を以て、國の權力が大莊園の主人に移りたるを論じ、源賴朝を以て、京人の智慧と東人の力とを以て經營したる新しき政治を論じ、足利尊氏を以て、守護地頭の勢力、遂に國衙莊公の勢力に勝ちしを論じ、徳川家康を以て日本が始めて集約的政治に赴かんとする端緒を發したるを論じ、徳川吉宗を以て、徳川時代及び徳川政治の特質を論じ、西郷、伊藤の二公を以て近代及び現代を論ぜんと欲す。英雄は時代を作り時代は英雄を作る。斯の如くにして模範的日本人と一貫したる日本歴史とは讀者の前に活躍せんとす。著者自ら之を能くすと云はず、只期する所は實に此の如し。

第二章 諸國住人とは何ぞや

四八—五五

- 六 奥羽、中央政府に對して一敵國たらんとす(三).....四一
- 七 關東も亦中央政府の範圍外に逸せんとす.....四五

第三章 源氏の勃興

五六—七二

- 一 諸國住人の意義.....四八
- 二 檢非違使、追捕使、押領使等の發生は後の地頭制度の濫觴なり.....五一
- 三 諸國住人と源氏.....五四
- 一 關東武士、源氏の家人となる.....五六
- 二 家人の意義.....六二
- 三 藤原氏の保護は源氏の發達を助く.....六五
- 四 東國の勢力と源氏の勢力.....六八

第四章 藤原氏と源氏

七三—八四

- 一 藤原氏は何を以て久しく其勢力を維持したる乎.....七三

第五章 院政論

八五—一〇七

- 二 弓馬の家.....八二
- 一 後三條天皇.....八五
- 二 何故に院政は起りたる乎.....九四
- 三 院政の組織.....一〇〇
- 四 院政の弊害。院と内との衝突.....一〇四

第六章 源平兩立の時代

一〇八—一三八

- 一 源氏と平氏.....一〇八
- 二 院政と源平氏(一).....一一一
- 三 院政と源平氏(二).....一一八
- 四 院政と源平氏(三).....一二七
- 五 院政と源平氏(四).....一二九
- 六 源爲朝の事.....一三六



第七章 保元の亂……………一三九—二〇四

- 一 藤原氏の内訌と院政……………一三九
  - 二 藤原賴長論……………一四六
  - 三 藤原氏の内訌と院政(二)……………一五五
  - 四 藤原氏の内訌と院政(三)……………一六一
  - 五 崇徳上皇の位置……………一六五
  - 六 保元の亂(一)……………一七〇
  - 七 保元の亂(二)……………一九七
  - 八 保元の亂に於ける源平氏の位置……………二〇〇
- 第八章 文學の興隆及び信仰の變化……………二〇五—二二四
- 一 時代精神の變化……………二〇五
  - 二 假名文學の進歩……………二〇八
  - 三 地方豪族の發達……………二一一

第九章 平治の亂……………二二五—二五八

- 一 藤原通憲論……………二二五
- 二 平治の亂(一)……………二三二
- 三 平治の亂(二)……………二三六
- 四 平治の亂(三)……………二三九
- 五 平治の亂(四)……………二四二
- 六 平治の亂(五)……………二五一

第十章 平氏執權の時代……………二五九—二九四

- 一 平氏は時代の子なり。附法然上人論……………二五九
- 二 平氏は武士が始め白て己の力量を知りたるものなり……………二六八
- 三 平清盛論……………二七一

四 平氏の盛衰を論ず……………二七六

五 流入たる頼朝の位置……………二八九

第十一章 平氏の衰運……………二九五—三二三

一 院の近習と平氏の衝突……………二九五

二 公卿と平氏の衝突……………三〇一

三 以仁王、兵を擧ぐ。附源頼政の事……………三〇五

第十二章 平氏の滅亡……………三二四—四六七

一 東國の状態(一)……………三一四

二 東國の状態(二)……………三二〇

三 頼朝兵を擧ぐ……………三三二

四 義仲の擧兵及び甲斐源氏……………三四〇

五 近畿の騷擾。平氏の狼狽。附福原遷都及び園城寺南都の兵燹……………三四五

六 平清盛歿す。平氏の財政難……………三五九

七 頼朝關東を平定す……………三六三

八 頼朝の府を鎌倉に開きし所以……………三六五

九 諸國の反平氏運動……………三七二

一〇 行家義仲京師に迫る……………三七七

一一 凶年、源平兩軍の行動を緩慢にす……………三八五

一二 頼朝、義仲と戦はんとす……………三八七

一三 義仲、京都に入る。平氏西國に通る(一)……………三九〇

一四 義仲、京都に入る。平氏西國に通る(二)……………三九二

一五 義仲、京都に入る。平氏西國に通る(三)……………三九七

一六 平氏瀬戸内海を占領す……………四一〇

一七 義仲の窮境……………四二二

一八 義仲の暴行及び其滅亡……………四三〇

一九 源義仲論……………四三九

二〇 一谷の落城……………四四四

二一 三日平氏……………四四八

二二 平氏の滅亡(一)……………四五二

二三 平氏の滅亡(二)……………四六一

第十三章 頼朝義經の不和及び奥州征伐……………四六八—五五一

一 兄弟てふ人倫に對する當時の思想……………四六八

二 後白河法皇と源義經……………四七一

三 藤原秀衡と源義經……………四八三

四 腰越狀……………四八八

五 義經の謀叛及び其末路(一)……………四九八

六 義經の謀叛及び其末路(二)……………五一一

七 源義經論……………五二一

八 義經、蝦夷落の傳説に就て……………五二六

九 奥州征伐(一)……………五三九

一〇 奥州征伐(二)……………五四四

第十四章 政治家としての源頼朝……………五五二—六六六

一 土地に關する権利の狀態(一)……………五五二

二 土地に關する権利の狀態(二)……………五五八

三 土地に關する権利の狀態を改革したるものとしての清盛及び頼朝……………五六三

四 武士の統(一)……………五六六

五 武士の統(二)……………五七五

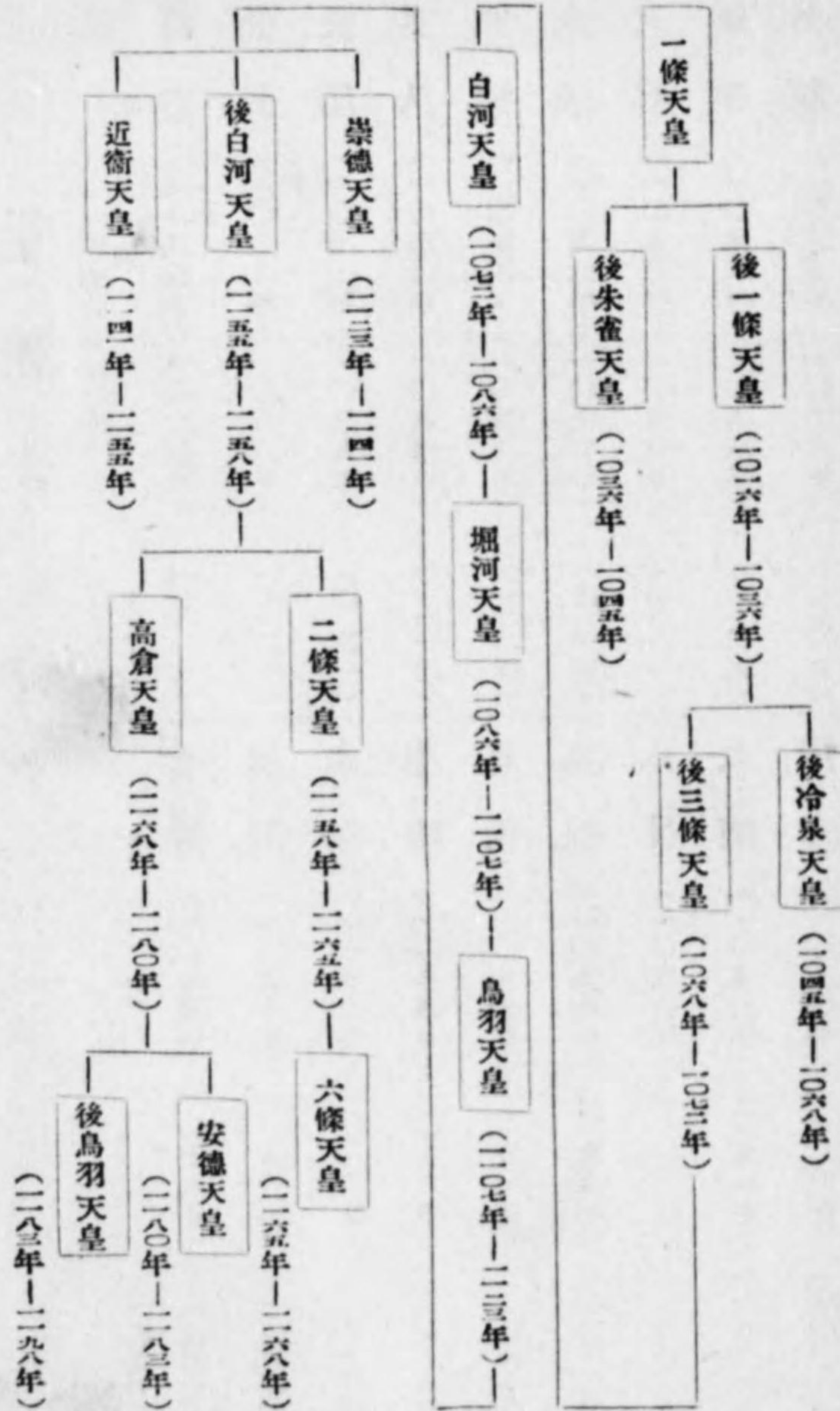
六 守護地頭の制度……………五九五

七 守護地頭の制度が日本の文明に與へたる結果は如何……………六一五

八 京都と鎌倉の關係……………六三四

九 武家の立法者としての頼朝。附頼朝の用ひたる人物の事並に頼朝が僧侶の權を抑へたること……………六四九

第十五章 源頼朝は如何なる人ぞ……………六六七—六八一



天皇御系圖及び御治世

- 一 頼朝は殘忍の人に非ず……………六六七
- 二 頼朝の品性(上)……………六七三
- 三 頼朝の品性(下)……………六七六

此書一章成る毎に印刷に付せしを以て編中第七章を第六章に誤り以下遞次して誤れり。目錄を整頓する時之を改むると雖も未だ本編を改むるに隙あらず。

# 年號表

源	賴	朝	年	號	改元月日				
萬壽	長元	長曆	長久	寬德	永承	天喜	康平	治曆	延久
(二〇二三年—二〇二七年)	(二〇二八年—二〇三六年)	(二〇三七年—二〇三九年)	(二〇四〇年—二〇四三年)	(二〇四四年—二〇四五年)	(二〇四六年—二〇五二年)	(二〇五三年—二〇五七年)	(二〇五八年—二〇六四年)	(二〇六五年—二〇六八年)	(二〇六九年—二〇七三年)
(七、一三)	(七、二五)	(四、二二)	(一一、一〇)	(一一、二四)	(四、一四)	(一、一一)	(八、二九)	(八、二)	(四、一三)
承保	承曆	永保	應德	寬治	嘉保	永長	承德	康和	長治
(二〇七四年—二〇七六年)	(二〇七七年—二〇八〇年)	(二〇八一年—二〇八三年)	(二〇八四年—二〇八六年)	(二〇八七年—二〇九三年)	(二〇九四年—二〇九五年)	(二〇九六年)	(二〇九七年—二〇九八年)	(二〇九九年—二〇三年)	(二〇四年—二〇五年)
(八、二三)	(一一、一七)	(二、一〇)	(二、二七)	(四、七)	(一一、二五)	(一一、二七)	(一一、二二)	(二〇、二〇)	(二、一〇)

年	號	表	3								
嘉祥	天仁	天永	永久	元永	保安	天治	大治	天承	長承	保延	永治
(一一〇六年—一一〇七年)	(一一〇八年—一一〇九年)	(一一一〇年—一一一二年)	(一一一三年—一一一七年)	(一一一八年—一一一九年)	(一一二〇年—一一二三年)	(一一二四年—一一二五年)	(一一二六年—一一三〇年)	(一一三一年)	(一一三二年—一一三四年)	(一一三五年—一一四〇年)	(一一四一年)
(四、九)	(八、三)	(七、一三)	(七、一三)	(四、三)	(四、一〇)	(四、三)	(一、二二)	(一、三〇)	(八、一一)	(四、二七)	(七、一〇)
康治	天養	久安	仁平	久壽	保元	平治	永曆	應保	長寬	永萬	仁安
(一一四二年—一一四三年)	(一一四四年)	(一一四五年—一一五〇年)	(一一五一年—一一五三年)	(一一五四年—一一五五年)	(一一五六年—一一五八年)	(一一五九年)	(一一六〇年)	(一一六一年—一一六二年)	(一一六三年—一一六四年)	(一一六五年)	(一一六六年—一一六八年)
(四、二八)	(二、二三)	(七、二二)	(一、二六)	(二〇、二八)	(四、二三)	(四、二〇)	(一、一〇)	(九、四)	(三、二九)	(六、五)	(八、二七)

嘉應 (一一六九年—一一七〇年)	(四、八)	壽永 (一一八二年—一一八三年)	(五、二七)
承安 (一一七一年—一一七四年)	(四、二二)	元曆 (一一八四年)	(四、一六)
安元 (一一七五年—一一七六年)	(七、二八)	文治 (一一八五年—一一八九年)	(二、八)
治承 (一一七七年—一一八〇年)	(八、四)	建久 (一一九〇年—一一九八年)	(四、一一)
養和 (一一八一年)	(七、一四)	正治 (一一九九年—一二〇〇年)	(四、二七)



### 年表

藤原道長の死より賴朝誕生の前年に至る

#### 一般の歴史

(表中圓點を附せしものは平氏の事に係る)

後一條天皇親政  
藤原賴通關白たり

萬壽四年 (一一二七年)

藤原道長薨。

長元元年 (一一二八年)

平忠常反す。

#### 源氏の歴史

(表中圓點を附せしものは平氏の事に係る)

長元三年 (一一三〇年)

甲斐守源賴信坂東諸國の兵を率て平忠常を討す。

同 四年 (一一三一年)

長元九年（一〇三六年）

後朱雀天皇親政  
關白頼通舊の如し

後一條天皇崩。後朱雀天皇即位。

寛徳二年（一〇四五年）

後冷泉天皇親政  
關白頼通舊の如し

後朱雀天皇讓位。後冷泉天皇即位。

忠常、頼信に降る。

永承三年（一〇四八年）

源頼信歿す。（八一）

天喜四年（一〇五六年）

陸奥守源頼義勅を受けて安倍頼時を伐つ。

同 五年（一〇五七年）

頼義、頼時を殺す。

康平五年（一〇六二年）

頼義安倍貞任を殺す。

治暦三年（一〇六七年）

頼通關白を罷む特に  
敕して政事を諮詢す

同 四年（一〇六八年）

教通關白となる

後三條天皇親政  
教通關白舊の如し

後冷泉天皇崩。後三條天皇即位。

延久元年（一〇六九年）

勅して寛徳二年（一〇四五年）以後新  
置の莊園、一切之を罷む。同年後に

在りと雖も券契明かならず。國務を妨ぐるものは之を停止す。

始めて記録所を太政官朝所に置く。

延久四年（一〇七二年）

沽價の法を定む。

斗升の法を定めて長保の例を用ふ。

白河天皇親政

關白教通舊の如し

後三條天皇讓位。白河天皇即位。

延久五年（一〇七三年）

後三條天皇崩す。

承保元年（一〇七四年）

前關白頼通歿す。

同 二年（一〇七五年）

關白教通歿す

師實關白となる

承暦七年（一〇七九年）

源重宗、源國房と兵を美濃に構ふ。源義家に詔して之を討つ。義家詔を奉じ重宗等を討つ。重宗之を聞て遁匿す。既にして重宗、國房と兵を合して義家を防ぐ。義家遂に重宗を誅す。

永保元年（一〇八一年）

義家、敕を奉じて園城寺に赴き、惡僧を捕ふ。

天皇石清水に詣す、義家、義綱兄弟に命じ乘輿に扈從し、以て惡僧の濫妨に備へしむ。

天皇、春日社に幸す、義家詔を蒙りて甲冑を被り弓矢を執り、家兵を率て朱雀門の西に候す。

同 三年（一〇八三年）

源義家陸奥守となり鎮守府將軍を兼ね、陸奥に赴く。



應徳三年（二〇八四年）

白河上皇院政  
師實關白舊の如し

白河天皇讓位。堀河天皇即位。

寛治二年（二〇八八年）

太宰大貳藤原實政を伊豆に、前肥後守時綱を安房に大貳廳官等八人を土佐に流す。

同 四年（二〇九〇年）

師實攝政を罷めて  
關白となる

寛治元年（二〇八七年）

源義家、清原武衡家衛を殺す。

同 五年（二〇九一年）

藤原實清、藤原則清と河内國領所を相論するより事起りて義家義

嘉保元年（二〇九四年）

關白師實罷む。師  
通關白となる

康和元年（二〇九九年）

關白師通歿す

同 七年（二〇九三年）

出羽の賊平師妙、平師季等、守信明の館を焼く、陸奥守源義綱に  
敕して之を討つ。

嘉保元年（二〇九四年）

義綱、師妙師季の首を持って京師に入る。

康和年中（二〇九九年—一一〇三年）

上野の新田義國、兵を將ゐて佐竹昌義を常陸に討つ。

康和三年（一一〇一年）

對馬守源義親（義家の子）鎮西を劫掠す。敕して之を討す。

同 四年（一一〇二年）

義親を隱岐に流す。

長治二年（一一〇五年）

忠實關白となる

嘉祥元年（一一〇六年）

堀河天皇崩す。鳥羽天皇即位。

關白忠實攝政となる

嘉祥二年（一一〇七年）

隱岐流人義親、流所に至らず、留て出雲に在り、目代を殺し、官物を掠む。平正盛に敕して義親を討つ。

天仁元年（一一〇八年）

平正盛、源義親を殺し、其首を持って京師に入る。

延暦寺僧徒數千甲を擣し、日吉神を奉じて京に入る。敕して檢非違使及び源平兵士數萬を遣し之を禦ぐ。

義家歿す。（六八）

同 二年（一一〇九年）

源義光。源義忠の家士鹿島三郎をして義忠を殺さしむ。廷議、美濃守源義綱の男義明及び瀧口藤原季方の爲す所なりと疑ひ、檢非違使源重時に勅し義明等を誅せしむ。義綱亡げて近江の甲賀山に據る。源爲義（義親の子）をして之を討たしむ。義綱薙髮して降る之を佐渡に流す。

永久元年（一一一三年）

延暦寺の僧徒二千餘人、清水寺の堂宇を毀ち、祇園北野の神輿を奉じ、興福寺の僧の祇園神人を凌辱するを訴ふ。檢非違使源光國、平正盛、左衛門尉源爲義をして兵を率ゐて之を防む。

永久元年（一一一三年）

興福寺僧數千、將さに延暦寺を攻めんとす。檢非違使平正盛、平忠盛、源重時を宇治に遣はし之を邀へ、栗前山に戦ひ、破りて之を走らす。檢非違使源光國、左衛門尉平盛重を西坂

下<sup>〇</sup>に<sup>〇</sup>遣<sup>〇</sup>は<sup>〇</sup>し<sup>〇</sup>延<sup>〇</sup>暦<sup>〇</sup>寺<sup>〇</sup>の<sup>〇</sup>僧<sup>〇</sup>徒<sup>〇</sup>を<sup>〇</sup>遊<sup>〇</sup>撃<sup>〇</sup>た<sup>〇</sup>し<sup>〇</sup>む<sup>〇</sup>。

忠實攝政を改めて  
關白となる

永久二年（一一一四年）

南海道海賊、貢調を剽竊し、都鄙騷擾す。

文永二年（一一一九年）

是春天下飢饉す。民死亡するもの多し。京師盜起り、人を殺し火を行ふ。備前守平正盛をして盜賊を索め捕へしむ。

永久五年（一一二七年）

僧あり、詐りて源義親と稱し越後人平永基に依る。永基に勅し之を捕送せしむ。

保安元年（一一二〇年）

法皇、關白忠通の内覽文書を罷む。

同 二年（一一二一年）

關白忠實の内覽文書を復す。

忠實關白を罷む

忠通關白となる

同 四年（一一二三年）

鳥羽天皇讓位。崇徳天皇即位。

保安四年（一一二三三年）

延暦寺僧徒、日吉神輿を奉じ、京に入り越前守平忠盛の神人を殺すを訴ふ、兵を遣はし之を遊へ撃つ、僧徒神輿を棄て、祇園に據る、忠盛及び左兵衛尉源爲義撃て之を走らす。

前下野守源仲正、源義親と稱するものを捕へて京師に入る。

源爲義、檢非違使に任じ從五位下に叙す。

大治四年（一二二九年）

山陽南海二道海賊起る。法皇、備前守平忠盛に勅して之を捕ふ。

平清盛從四位下に叙し、左兵衛佐に任ず。

忠通攝政を改めて  
關白となる

鳥羽上皇院政

白河法皇崩す。鳥羽上皇専ら萬機を理む。

同 五年（一二三〇年）

權大納言源能俊を山科の陵に遣はし平忠盛の奴、陵樹を伐るを謝す。

大治四年（一二二九年）

源義親と稱するもの坂東より上洛す、法皇命じて之を忠實の鴨院の第に置く。

同 五年（一二三〇年）

檢非違使源光信、私怨を以て藤原忠實の鴨院の第に在りし自稱源義親を殺す。光信及び其黨を流す。

長承元年（一二三二年）

鳥羽上皇、得長壽院を創し、觀音像一千軀を置き臨んで之を慶す。平忠盛の造進する所なり。（忠盛功を以て但馬守に叙し、尋て刑部卿に任じ内の昇殿を許さる。）

前關白忠實内覽となる。

保延元年（一二三五年）

西國海賊類に起り、貢調多く滯るを以て備前守平忠盛に勅して海賊を討つ。忠盛、海賊三十餘人を獲て入京す。忠盛の子清盛功を以て中務大輔兼肥後守に遷り從四位上に進む。

同 三年（一二三七年）

伊勢神人の訴を以て前主殿助平季盛を佐波に流す。

永治元年（一一四一年）

崇徳天皇讓位。近衛天皇即位。

久安二年（一一四六年）

清盛正四位下に進み安藝守に任ず。

# 源 賴 朝

山 路 愛 山

## 第 一 章

### 東北の日本と西南の日本

(一) 狭長にして小區域に隔離し易く、

幾多の政治的中心の存在を要する日本の地勢。

大日本帝國は幅狭く、員長く、西南より東北に延びたる國なり。氣候を以て之を言へば南の薩摩には冬にても梅の葉、落ちずして花を開くのみならず。蘭を地に植ゑて善く榮へ、一山残らず蘇鐵山なるもあり。橄欖樹の榮へ茂れる所もあり。(西遊記)

秋の末冬の始に至りても詩人をして節過<sub>ニ</sub>重陽<sub>ニ</sub>菊未<sub>レ</sub>發。卻看爪架着<sub>ニ</sub>黄花<sub>一</sub>と歌はしめ、秋深くして霜の隕つるを見ず。三冬にして猶ほ單衣を着く。之を半熱帶と稱するも猶ほ可なるものあり。(山陽詩鈔)。若し夫れ東北、越後、奥羽の地方に至りては全く之に反す。此地方の日本海は冬より春に至りて浪風荒く、昔しの帆船の時代に於ては海上全く船の往來を絶ち、呼べば則ち答へんと欲する直江津より佐渡に渡るにすら今の五月の始めに至らざれば則ち舟を出す能はず。越後より出羽に至る日本海岸地方の如きは秋の末より春の末までは、日として風の吹かざることなく、沙塵常に天を覆ひ、其山中の寒氣嚴烈なるや、往々にして人の指を墜し鶏の足を腐らすものあり。(東遊記)。太平洋に面する奥州と雖も、其山中に至りては則ちなかく、つゝら折りなる道絶えて雪に隣りの近き山里

伊達正宗

く此の白皚々たる上に落つれば、轉々して、漸く其容積を累ね、次第に大雪塊となりて谿間に墜落し來り往々人を殺すことあり。四五月に至れば則ち地氣漸く溫暖なるが爲めに所謂雪崩<sup>なだれ</sup>を起すこともあり。是れ固より南の日本に住するもの、夢想だもする能はざる所なり。されば加賀の手取川も吹雪の日には越え難く、新潟の港を爲せる信濃川も冬に至れば、氷塊の流れ下るを見る。(東遊記)。之を或は半寒帯と云ふも可なり。一國にして氣候の懸隔すること此の如し。而して其距離を論ずれば則ち鎌倉時代に於て馬上を以てする急使に在りては京都より鎌倉まで五日乃至七日を要し、通常の旅行に於ては十二日前後を費す。(東鑑の記事に依りて概算す)假りに此數字を以て基数とし、鎌倉より津輕に至る道程を算するに馬上の急使は八日乃至十二日、通常の旅行に於ては二十日前後を費すべく。京都より薩摩までは馬上の急使は十日乃至十五日、通常の旅行に於ては二十五日内外を費すべし。(京都以西の地は海路の便あるを以て古來陸路に由らざりしも此には唯だ陸路に據れるものとし現

時の里程表に依りて算出した。通じて之を算すれば津輕より、薩摩までは馬上の急使を以てするも二十三日乃至三十日、通常の旅行に於ては六七十日を費すべし。是れ現時に於ては世界を一周するよりも其の遼遠の度、更に幾倍の遠きを加ふるものなり。氣候既に此の如く懸隔し、距離既に此の如く遠きのみならず。日本島の地形たる山脈、山彙、相連り相結び、幹を爲し枝を爲して、解くることなく、離ることなし。而して大小の谿流此間より發し、日本の地盤を割して、幾多の小さき盆地を作り、山高く水急に、天然の險隘自ら親和交通を妨ぐるものなきに非ず。たとへば日本に於て行通、最も便利なりと稱する東海道に於てすら京を出づれば則ち逢坂山あり。之を過ぐれば則ち鈴鹿山あり。之を過ぐれば則ち矢矧川あり。之を過ぐれば則ち濱名湖あり。之を過ぐれば則ち天龍川あり。之を過ぐれば則ち小夜の中山あり。之を過ぐれば則ち大井川あり。之を過ぐれば則ち宇津の山邊の葛の細道あり。之を過ぐれば則ち富士川あり。之を過ぐれば則ち足柄、箱根あり。僅かに關東

の平原に入る。之を歩々天險なり、行々要害に逢ふと云ふも亦可なり。地形の狭長此の如く、天候地氣の參差此の如く、距離の遠隔此の如く、天然の交通に使ならざる此の如き昔の日本が、政治に於て幾個の中心を有したるは勿論にして、日本天皇の中央政府は唯だ其代官たる太宰府、鎮守府、秋田城介、東國國司等の忠實なる勤勞に依りてのみ其政務の統一を維持することを得たりしなり。

## (二) 東北の日本は殊に治め難し。

かゝりしかば昔の日本は幾多の政治的中心を置き依つて以て中央政府の代官たらしめたり。而も概して之れを言へば西國は治め易くして東國は則ち治め難きの情なきに非りき。畿内以西の地即ち西南の日本は獨り海路の往來、甚だ便利なるのみならず、日本人種が其の帝國的經營を始めたるは此地方なりしを以て土地は早く開け、人口は既に文化に赴くべき密度に達し、當時の政治家が建てたる制度、法律も此地

方に於ては稍行はれ易かりき。更に此事情を明かにせんとせば我讀者は先づ當時の地方廳たる國衙の管轄區域に就て一考せよ。たとへば、四國の面積は千百八十方哩にして、信濃一國の面積は之に比すれば僅に三百三十方哩を減じ、九州二島の面積は二千六百七十方哩にして昔の陸奥一國の面積は之より多きこと殆んど三百方哩に近し。則ち陸奥、信濃の二國を合して其廣さは全く四國九州二島に當る。同一地積にして西南には十五の地方廳を設けて周密なる政治を施し、東北には僅に二個の地方廳を置くに過ぎずとせば、其西南と東北とが文化の差、人口粗密の度に於て其懸隔の甚しかりしこと亦想ふべからずや。(統計年鑑)。一言にして之を言へば昔の日本人は南を根據として次第に東北に移住し、西南を以て郷里とし、東北を以て植民地としたるものなり。西南は土地狭く人口周密にして人種の同化作用既に功を畢へ、所謂熊襲、隼人の屬既に悉く特殊の種族たる存在を失ひたるに反し、東北は則ち地廣く人口稀薄にして、而して日本人種が向つて進むべき前路には當時猶ほ日本人種と死

生を争はんと欲せしアイノ人種を有したり。夫れ文化は人口の密度、或程度に達せざれば進むこと能はず、人種の勇氣は異人種との觸接點に於て最も多く發達するを以て歴史上の通則なりとせば、東北の日本が西南の日本に比し、文化に於て短く、勇氣に於て長じたること亦宜ならずや。さればこそ奈良朝時代に於ても九州に於て國防の任に當りし防人は東人を用ふるを通例とし、神護景雲三年(七六九年)朝廷が護衛の爲めに東人を召させ賜ひし時の宣命にも

朕が東人に刀を授けて侍はしむることは汝の近護として護しめよと念てなもある  
是東人は常に云く、額には箭は立とも背に箭は立たじと云て君を一心を以て護る  
ものぞ。

とぞありけるなり。「たとひ敵の箭をして我額に中らしむるも斷じて敵をして我背を射せしむべからず」。東人が勇敢にして死を畏れず、日本人種中に在りて好個の戦士たりしこと、唯だ此一句に依りて明白ならずや。(續日本紀)。此東北の日本人は數ば



アイノと生死の戦を戦へり。相模、武藏、安房、上總、下總、上野、下野、常陸、甲斐、信濃、越後(時としては駿河、伊豆の壯丁さへも)の壯丁は數ば勅命に依りて鎮守府將軍秋田城介に屬し、奥羽地方に於て征討、若しは衛戍の任に従へり。既にして大寶令の精神たりし全國の壯丁皆兵たるの主義は一變し、坂東諸國に勅し、所在散位の子、郡司の子弟、及び浮岩の類にして身軍士たるに堪へたるものを簡取し、専ら戰鬥に従事し得べき専門の兵を造り、國司中に押領使を置いて之を統轄せしめしより、戰爭は武士と稱する特殊の一階級の專業たる傾向を生し東北の日本は直ちに武士の藪窟となりき。(續日本紀)。是時に方りてアイノは次第に其勢力を失へり。彼等の多數は降を乞ふて所謂俘囚(臺灣の所謂熟蕃の如し)となり、其會長と共に奥羽の國司に従へり。斯くて東北の日本に充滿したる武士は久しくアイノ征伐の爲めに中央政府の用を爲したるに反し、今や逆まに中央政府を畏嚇すべき勢力となれり。平將門の叛亂は則ち彼等が最初に中央政府を畏嚇したるものなりき。

(三) 豪族自ら亂を爲し、豪族自ら亂を靖んじ、

中央政府は寧ろ無關係なりし時代。

我等が道長論に於て既に論述したる如く天慶の亂(即ち平將門の亂)は關東の豪族則ち武士なり。弓馬を業とするより之を武士と云ひ、地方に住するを以て住人と云ふ。凡そ中央政府の威力及び難き地方に住したる豪族は自ら弓馬を以て自己の權利を守らざるを得ず。此點より云へば地方豪族は總て武士なりと云ふも可なり。が其武威の盛を以て中央政府を畏嚇したるものを、他の關東豪族が討平したるものに過ぎずして中央政府は殆んど手を下す所なかりき。當時日本の各地に散在したる豪族の中には妄りに威權を假り、多く黨類を成し、日に兵器を練り、人馬を聚養し、或は言を田獵に託し、或は事を負債に寄せ、郡司を威却し、民庶を壓略し、國司に非ずして、妄りに部内に入り、多く人衆を率ゐ、輒く弓箭を帶び、人民を畏し、財物を掠むるを常とするものありき。(政事要略)。將門は則ち此の如き豪族の漸く勢力を長じたるものに過ぎざりき。當時、常陸の住人藤原玄明と

云ふものあり、大なる土地を領し、官物に至りては一束、一把も辨濟せず、國司の使來りて租税を出すことを責むれば却て之を凌轢したりき。(將門記)。又武藏權守興世王と云ふものあり、彼れは正しき國司に非ずして押して入部したるものなりき。(今昔物語)。將門は此等の徒と相合し、下總を根據として常陸、武藏、下野、上野を討從へたり。(將門記)。中央政府は遂に將門征討の爲めに征東大將軍を任命したり。(今昔物語)。されど官軍の未だ函嶺を踰へざるに、平貞盛、藤原秀郷、藤原爲憲等の土豪は將門を討て之を殺したり。(將門記)。是れ其結果より云へば豪族を以て豪族を制したるものにして、他の語を以て之を言へば關東の豪族が自ら亂を起し、自ら亂を靖めたるものなり。而して其結果は此戰亂に功ありし豪族の子孫をして益す根據を關東に堅からしめたるに止まる。則ち秀郷の子孫は下野に於ては足利、小山(結城も同姓)の大姓となり、陸奥に於ては亘理氏となり、爲憲の子孫は駿河、遠江、伊豆に散在して工藤、狩野、伊東、河津、天野の諸姓となり、各一方に雄視したるが如き

是なり。(尊卑分脈)。將門の誅せられし後二十九年にして安和の變あり。橘繁延、僧蓮茂等京都に在り、爲平親王を奉じて亂を爲さんを計る。而して相模介藤原千晴之に與りき。彼は秀郷の子にして關東武士の雄なるものなりき。此陰謀は其與黨たりし源滿仲の反覆に依りて露顯し、千晴は隱岐に流されて事落着したりと雖も、而も是れ實に關東の大族が其陰然たる武威を以て中央政府の存在を威嚇したることの二度なりき。(參取日本紀略、源平盛衰記)。安和の變の後五十九年にして上總介平忠常の亂あり。忠常は上總介高望王の子たりし鎮守府將軍平良文(貞盛叔父)の孫なり。(系圖)。世々東國に居り、家門の勢力極めて大にして上總下總を私領の如く進退し貢賦を輸するとすらせざりしのみならず、(今昔物語)、安房の國府を陥れて守惟忠を燒殺したり。朝廷是に於て檢非違使右衛門尉平直方に命じて之れを討たしめ、(左經記)官符を東海、東山北陸三道に下して征討に赴かしめたれども、忠常の兵威愈々盛んにして容易に討平する能はざりしかば、長元三年(一〇三〇年)に至り朝廷

は直方を召還し更に甲斐守源賴信に救し坂東諸國の兵を率ゐて之れを追討せしむるに至りて、忠常の勢始めて屈したり。(日本紀略)。されど賴信が能く忠常を屈するを得たるは主として忠常の仇家たりし常陸國の住人左衛門尉平惟基が三千騎を率ゐて賴信を助けたるに依れり。(今昔物語)。則ち其結果たる是亦關東の土豪、自ら亂を起し、自ら亂を靖めたるものなること毫も天慶の亂に殊ならざるなり。(今昔物語)。而して忠常の子下總權介常昌(千葉介と稱す)の子孫は依然として二總の間に繁榮し、千葉氏、上總氏等の大族たりしを見れば、史に稱する忠常征伐も要するに有名無實のものにして忠常の子孫は依然として雄を關東に稱したりしもの、如し。(平氏系圖)。忠常の賴信に降りし後二十餘年にして陸奥の戰亂あり。

(四) 奥羽、中央政府に對して一敵國たらんとす。

是時に方りて奥羽は東北の日本に在りても特に中央政府を畏嚇すべき一大勢力とな

りたりき。そは其土地の廣さ日本に半ばすてふ大國にして富源開拓の餘地多かりしのみならず、(保曆間記)、當時日本に於ては唯一の金産出國として因りて以て上國の富を集むるに足り、騎兵を以て兵士の幹部とし戰爭は多く騎戰たりし當時に於ては騎兵と共に缺くべからざる馬の産國として雄を天下に稱するに足りしを以てなり。奥羽が沙金の産出地たりしは奈良朝の時に始まり、(續日本紀)、爾後口碑と傳説とは共に奥羽の沙金多きことを示せり。則ち藤原賴長が其相傳の領たりし陸奥の五莊園に於てすら高鞍本良には各金五十兩、遊佐には金十兩を課せしが如き、(台記)、鎌倉の時に至るまで奥州の貢金は朝廷の一財源たりしが如き、(東鑑)、安倍賴時が良馬金寶を贈りて國守賴義の士卒を勞せしが如き、(陸奥話記)、清原真衡が成衡の爲めに賴義の女を聘して婦としたる時、真衡の姑夫吉彦秀武出羽より出來り朱盤に金を高くつみ之を捧げて謁見したりと云ふが如き、(後三年軍記)、藤原清衡が白河法皇の院別當たりし源俊明に黄金を贈りて其佛像を造るを助けんとして拒まれたりと云ふ

が如き、清衡の子、基衡が信夫莊司の罪を贖はんとして黄金萬兩を國守に贈りたりと云ふが如き、(十訓抄)、奥州の金商人が京と奥州の間を往返したりと云ふが如き、(平家物語)、西行法師が造東大寺料の沙金勸進として奥州に赴きたりと云ふが如き、(東鑑)、共に奥州が日本に於て金産出國たりしを示すものなり。馬は之を飼ふに草飼水便ともに善き地を選ばざるべからず。而して此の如き土地は人口の増加と共に次第に人稀に地大なる關東奥羽の如き地方にのみ求めざるべからざるに至るべきは自然の數なりとす。かくて奥羽は特に馬の産地として名高かりき。たとへば源義家が陸奥守となりしとき、清原真衡、新國司を饗應するが爲めに三日厨と云ふを催し、日毎に上馬五十疋を引きたりと云ふが如き其の良馬の如何に多かりしかを見るに足るべきものなり。(奥州後三年記)。一方に於ては最も高價の貨幣たる沙金の唯一なる産出國なり。一方に於ては多く戰場必需の馬匹を産出する國なりしとせば天下の力が奥羽に偏重せんとするの傾ありしや怪しむに足らざるなり。而して此恐るべき勢は

先づ伊澤、加賀、江刺、稗枝、志波、岩手六郡の司たりし安部頼時の叛亂に依りて中央政府を畏嚇したり。(東鑑)。頼時は祖先以來奥州の豪族にして、其祖父忠頼の時に至りて威名大に振ひ、村落皆な服し、六郡に横行し、子孫最も蔓延せり。忠頼の子、忠良。忠良の子を頼時とす。頼時獨り祖先の業を守らず、衣川の外に出で威を奥羽の諸郡に振ひ、眼中既に中央政府の派遣したる地方官あることなかりき。

陸奥話記に據る。但し同書には安倍氏を以て東夷の酋長なりと記し、其從兵を以て諸部の倅因なりと記したれども、其の意義は必しも安倍氏を以てアイヌの酋長とし、その從兵を以てアイヌ種族なりとしたるに非らず。當時の京人は關東、殊に奥羽の人を指して夷と呼ぶを常としたり。則ち今鏡に藤原基衡を指しておくのえびすと云ひしが如し。大日本史の作者が安倍氏を以て倅因の酋長なりと記したるは陸奥話記の文を文字の如く解したる過なるべき歟。されば安倍氏も其從兵も日本人種たるべきは勿論なり。但し此地方に於て日本人種とアイヌとの間に雜婚の行はれたるは應に然るべき事情なれども、それは別問題にして安倍氏及び其の民をアイヌの根源より出でたるものなり。頼時の死後百餘年源頼朝が衣河の遺跡を訪ひしときの記文あり。曰く

二品歷ニ覽安倍頼時本名頼義也衣河遺跡ニ給。郭土空殘。秋風鏢兮數十町。楚石何在。

舊者埋分百餘年。賴時掠領國一郡之昔。點此所、構家屋。男子者并殿盲目。厨河次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也。女子者有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也。已上八人男女子宅。並從等家、閨門。西界於白河關。爲二十餘日行程。東據於外濱乎。又十餘日。當其中央、遙開關門、名曰衣關。宛如函谷。左鄰高山。右顧長途。南北同連峯嶺。產業又兼海陸。三十餘里之際。並殖櫻樹、至于四五月。殘雪無消。仍號駒形嶺。麓有流河、而落于南。是北上河也。衣河自北流降而通于此河。凡官照小松楯。成通貞任琵琶柵等舊跡、在彼青巖之間。(東鑑文治五年九月二十七日條)

此文恐らくは錯脱あり、其意稍明かならざるものありと雖も賴時が以て守るべく、以て出で、戦ふべき形勝の地たる六郡を根據とし、其勢力は即ち南の方白河の關まで十餘日程、北の方外濱まで十餘日程に及び、陸羽の全體を通じて盡く其威風に靡か

しめたりしを見るべきなり。黄金の國、良馬の國に於て此の如き威力を有するものあり。是れ其有爲の力將門、忠常に數倍したるものなりと謂はざるべからず。かゝる勢力ある土豪が國司を睥睨し、貢賦を輸せず、徭役を勤めず。驕奢を極めたるは自然の數なり。かくて其横行益々甚しかりしかば永承年間(一〇四六年—一〇五三年)に至りて當時の國守たりし藤原登任は遂に其壓迫を忍ぶ能はず、數千の兵を發して賴時を攻めたりき。而も其の結果は國司方の大敗に終り、國司の郎從として當國に下向したる平永衡の如きすら賴時の女を娶り、國司に屬せずして賴時に屬し、國司をして孤立せしめたりき。(陸奥話記)。地方の事に於ては殆んど無神經なりし當時の中央政府も、此に至りては終に默止すること能はず、忠常征伐の功ありし源賴信の子賴義を陸奥守に任じ、兵を率ひて賴時を討たしめたり。是れぞ史上に名高き奥州前九年役の發端なりける。(陸奥話記)。

(五) 奥羽、中央政府に對して一敵國たらんとす。(二)

源氏は經基が武藏守、信濃守、武藏守、鎮守府將軍たりしより後、其子滿仲は常陸介、武藏守、陸奥守、鎮守府將軍に任じ、滿政は陸奥守、武藏守、鎮守府將軍に任じ、滿實は陸奥掾、下野掾に任じ、滿快は相模介、下野介に任じ、滿生は上總掾に任じ、滿重は出羽介に任じ、滿頼は下野守、上野掾に任じ、一門漸く東人と親しみたりと雖も、(尊卑分脈)。源氏の名をして東國に重からしめたるものは則ち滿仲の子、頼信が甲斐守を以て平忠常の叛亂を平げたる後に在りとせざるべからず。頼信既に大功を立て、關東武士の最も畏るゝ所となれり。(今昔物語)。而して其子頼義、相模守となりて又善く士心を得たりしかば。私闘を好み武勇を愛する坂東弓馬の士は好んで馬を其門に繋ぎたりき。是れ朝廷が特に頼義に任ずるに陸奥守を以てして頼時の横暴を抑へんとしたる所以なり。(陸奥話記)。されば坂東弓馬の士は多く頼

義に従つて征討軍に加はりき。而も頼時が天安五年(一〇五七年)を以て遂に其首を授くるに至りしは獨り頼義の麾下に坂東の精兵ありしが爲めに非ず、又實に頼時の同族安倍富忠が兵を起して官軍に屬したるを以てなり。(陸奥話記)。斯くて頼時は遂に誅せられたり。而も其子貞任の勢力は少も衰へず、攻守却て地を換へ、頼義父子は數ば貞任の爲めに其身を危ふしたりき。尋で頼時の死後足掛け六年に涉れる苦戰惡闘の後、康平五年(一〇六二年)に於て頼義が辛ふじて貞任を誅するを得たるは出羽國山北の土豪清原武則が萬餘の兵を以て頼義を援けたるに依るのみ。(陸奥話記)。夫れ坂東の精兵が好んで從軍したりし頼義と雖も、頼時を伐つには則ち土豪安倍富忠の力を假り、貞任を伐つには則ち土豪清原武則の力を假らざるを得ざりしとせば、益々以て土豪自ら亂を發し、土豪自ら亂を靖むる當時の情勢を見るべきに非ずや。斯の如くにして頼時父子は亡び安倍氏の勢力は衰へたり。されど奥羽が中央政府に對し隱然として一敵國たりしは猶ほ昔の如くなりき。何となれば奥羽の諸豪族は

此戦争に依りて其魁首たる安倍氏を失ひしかども、而も之と共に新たに清原氏を魁首としたればなり。當時中央政府は此戦功を賞し頼義を正四位下伊豫守とし、頼義の長子義家を従五位下出羽守とし、次子義綱を左衛門尉としたり。(陸奥話記)。されど此戦争に依り最も多く實質上の利益を得たるものは頼義父子に非ずして寧ろ清原氏なりき。そは清原武則は此戦功に依りて従五位下鎮守府將軍となりしのみならず。(陸奥話記)。安倍頼時の領したる六郡をば其儘私領としたればなり。(奥州後三年記序)。夫れ頼時を以て武則に易へ、安倍氏を以て清原氏に易ふるも奥羽が兵馬強盛にして國司を睥睨する大族の蟠踞する所たりしは一なり。況んや武則の長子武貞は頼時の女を娶りて妻としたるをや。是れ一の安倍氏を亡ぼして他の安倍氏を生じたるものゝみ。是に至りては頼義父子の辛勞も奥羽の現状を改革する爲めとしては殆んど何等の結果なく、徒らに戦勝の空名を博するに止まりしと云ふも可なり。さればこそ奥羽の形勢は依然として昔の如く武則の子、武貞、武貞の子眞衡、三世、威を

奥羽に振ひ諸豪をして自ら郎等おのづかの如くならしめたり。(奥州後三年記)。既にして眞衡の姻族清原家衡、清原武衡、吉彦秀武、藤原清衡等眞衡の威を惡んで内訌を生じたりしより、當時新たに陸奥守兼鎮守府將軍たりし頼義の子義家、眞衡を助けて其間に干渉するに及んで是に所謂後三年の役を見るに至れり。是を貞任の誅せられし後二十一年の事とす。(奥州後三年記、貞任の死せし日より義家赴任の日までを算す)斯くて此戦は義家と土豪の間に種々なる關係を生じ、最後の結果は清衡、秀武が義家と合するに至りて義家の兵威を長じ、家衡、武衡を亡ぼし、此に始めて鎮定の功を見るを得たるが如し。奥州後三年記に依る。本書記事脱漏、錯雜あり。事情頗る詳ならず。眞衡の事の如きは始ありて終なく、其末路を詳にせず。而して當時清衡の武功頗る高かりしは彼が眞衡に繼で六郡の地を領し(東鑑文治五年)陸奥押領使たりしに依りて知らるゝなり。(尊卑分脈)。清衡は秀郷七世の孫なり。秀衡の子千時。千時の子千清。千清の子正頼。正頼の子頼遠。頼遠下總に住す。頼遠の子を經清と云ふ。經清始めて陸奥に居り、亘理權大夫と稱す。(尊卑分脈)に依る。源平盛衰記には亘

理權守に作る。經清、安倍頼時の女婿たり、頼義の殺す所となる。(陸奥話記)。經清の子清衡、其母清原武貞に嫁するを以て其子養する所となる。(奥州後三年記)。而して清衡の子基衡の室は則ち安倍宗任の女なり。(東鑑)。然らば則ち清衡は其母系より云へば安倍氏の孫たるのみならず、更に安倍氏を以て其子の婦としたるものにして其家庭より云へば清原氏の養子たり、其系圖より云へば實に下野の大族足利氏、小山氏と同族たり。彼にして安倍氏、清原氏の後を承け六郡の主たりしとせば、奥羽の形勢は猶是れ依然たる土豪自治にして、土豪自ら亂を發し、土豪自ら亂を靖むるの現狀に至ては更に何等の改良を見ざるに非ずや。加之、義家、國解を奉て武衡、家衡が謀反、すでに貞任、宗任に過ぎたり、わたくしの力を以てたましく討て平ぐることを得たり、早く追討の官符を給はりて首を京へ獻せんと言せしに、中央政府はわたくしの敵たる由聞ゆ、官符を給はらば勸賞を行はざるべからずとて、遂に其事なかりしを見れば當時の中央政府も亦奥羽の事を以て殆んど土豪の自治に一任す

るの意ありしもの、如し。是れ中央政府自ら公然其權を割き準獨立國を奥羽に作りしものに非ずや。(奥州後三年軍記)

(六) 奥羽中央政府に對して一敵國たらんとす。(三)

安倍氏は忠頼、忠良、頼時三世威を奥羽に振ふ、頼時誅せられて清原氏起る。清原氏は武則、武貞、眞衡三世、奥羽の諸豪を雌服して雄を東北に稱す。眞衡の時内亂に依りて義家の亡ぼす所となり亘理氏起る。亘理氏は清衡、基衡、秀衡、泰衡の四世、陸奥出羽兩國の押領使となり、十七萬騎の貫首と稱し泰衡の時に至りて頼朝の亡ぼす所となる。(東鑑)。安倍氏三世其年歴詳ならず。假りに之を四十年と假定し、清原氏二十六年、亘理氏百一年、通して之を計るに蓋し一世紀半に過ぐ。奥羽が中央政府の節度に従はずして隱然一敵國を做す久しと謂ふべし。亘理氏は清衡の時既に奥羽の土地人民を擅にし朝紳をして其の勢力の畏るべきを感せしめ、(古事談)、



基衡の時、京人彼れを匈奴の無道にして君命を受けざるに比す。關白兼實、奥州に在る其莊園の貢賦を増加せんとせしに基衡、命を奉せず、兼實亦之を如何ともする能はざりき。(臺記)、蓋し當時に於て中央政府より派遣する國司目代の管轄以外奥羽兩國の事は總て亘理氏の進退する所たりしなり。(平治物語)。清衡始め江刺郡豊田の館に居る。後岩井郡平泉に遷る。清衡、基衡、秀衡三世平泉に於て造立する所の堂塔甚だ多し。(一)關山中尊寺は清衡之を草創す。鳥羽天皇御願所となり、寺領、御祈禱料を寄附せられ、經藏には金銀泥行交の一切經を納めらる。寺塔四十餘宇、禪坊四百餘宇あり。寺院の中央に多寶寺あり。釋迦多寶の像を左右に安置す。次に釋迦堂あり。一百餘體の金容を安んず。即ち釋迦像なり。次に兩界堂兩部の諸尊あり。皆木像なり。次に二階大堂あり。高さ五丈にして本尊は三丈金色の彌陀像、脇士は九體あり。同しく丈六なり。次に金色堂あり。上下四壁内殿皆な金色なり。堂内三壇を構ふ、悉く螺鈿なり。定朝造る所の阿彌陀三尊、二天、六地藏あり。鎮守は南方に日

吉の社を崇敬し、北方に白山の宮を勸請す。此外猶ほ宋本の一切經藏あり。内外陣の莊嚴なる數字の樓閣が屹然として立てるあり。人をして先づ奥羽の富真に海内を壓するものあるを思はしむ。(二)毛越寺は基衡の建立する所なり。堂塔四十餘宇、禪房五百餘宇あり。其金堂を圓隆寺と稱す。金銀を縷め、紫檀赤木等を繼ぎ、萬寶を盡くし衆色を交ゆ。本佛は丈六の藥師十二神將を安んず。雲慶の作る所なり。佛菩薩の像に、玉を以て眼に入る、は此作を初例とす。講堂、常行堂、二階の總門、鐘樓經藏等あり。額は關白忠通の自筆を染むる所にして堂中の色紙形は參議教長の書する所となす。吉祥堂の本佛は京都清水寺の觀音を摸し、千手堂の木像二十八部衆、各金銀を鏤む。鎮守は總社金峰山を東西に崇む。次に嘉祥寺あり。四壁并に三面の扉に法華經二十八品の大意を畫く。本佛は丈六の藥師なり。次に觀自在王院あり。阿彌陀堂と號す。基衡の妻の建立にして其四壁の圖繪は京都の靈地名所を畫く。佛壇は銀なり。高欄は磨金なり。次に小阿彌陀堂も亦同人の建立なり。障子の

色紙形は參議教長の筆を染むる所なり。世に傳ふ、基衡毛越寺の本像を作るとき、之を京都の佛師雲慶に托す。基衡雲慶に謝するに金百兩、鷲の羽百尻、七間まなかわたりの中徑の水豹みづらしの皮六十餘枚、安達絹十疋、希婦けふの細布ほそぬの二千端、糖部の駿馬五十疋。白布三千端、信夫毛地摺千端等を以てす、雲慶功を終ふるまで三年を費す。其間上下の人夫、課賦、山道、海道の間片時も絶ゆることなかりき。又別祿と稱して生美絹すゝしのきぬを船三艘に積んで之を送り、更に三艘を増し遣ると云ふ。(三)無量光院は平泉館の南に在り、新御堂と稱す。秀衡之を建立す。其堂内の四壁の扉は觀經の大意を圖繪す。別に秀衡の自ら書きたる狩獵の圖あり。佛は丈二の阿彌陀にして、三重の寶塔あり。院内の莊嚴悉く宇治の平等院を摸す。(四)平泉の鎮守には東方に日吉白山の兩社あり。南方に祇園の社、王子の社あり。西方に北野天神、金峰山あり。北方に今熊野の社、稻荷の社あり。共に本社に摸擬す。其宛然として此に一個の新らしき京都を現出したること見るべきなり。

以上東鑑に依る。今鏡には或ひと忠通の書を得て寺門の額とせんを求めしかば、忠通書して之を與へしが、後に至りて其寺の基衡の創する所たるを知り、之の

爲めに書するを恥ぢ、人を遣はし奪ひ還へしたり。昔しは平將門、下總の國猿島郡石井郷に僞宮と記す。此處には東鑑の記事に従ひ之を取らず。

を作り、(扶桑略記)、磯橋を以て京都の山崎に擬し、大井津を大津に擬し、(將門記)、大臣以下文武百司を置く、唯だ曆博士、其人を得ざりしと云ふ、(今昔物語)。時人以て將門の僭越を笑ひたりき。誰れか知らん。將門の狂想は亘理氏に至りて半ば事實として現はれ、我等は此處に白河關外十日程の山中に於て一個の京都を見るに至らんとは是れ豈東北の日本が次第に中央政府の手より分離して別に一個の政治的中心を作らんとしつゝあるの狀を最も具體的に示したるものに非ずや。

(七) 關東も亦中央政府の勢力範圍外に逸せんとす。

奥羽の安倍氏、清原氏、亘理氏は東北の日本に於て最も多く集中的作用を現はしたるものなり。亘理氏に亞ぎて其勢力一方に雄視し、殆んど別に半獨立の一國たりし觀を呈せしものを越後の城氏とす。城氏は平維茂の後、家世々雄武にして威を越後

の平原に振ふ。(元亨釋書)。世に白河の御館と云ふ。(東鑑)。されど關東八州及び甲斐信濃は斯の如き勢力統一を見る能はざりき。而も其中央政府の權勢を無視して半ば獨立の状態を保ちしに至つては則ち一なり。たとへば頼朝の時上總介廣常、恒に「何でう朝家の爲め身苦しく思ふぞ、たゞ坂東に斯くてあらんに誰れかは引はたかさん」と放言したりと云ふが如きは正に關東平原に住する武士の感情を道破したるものにして彼等は其弓馬の力を頼み殆んど無政府の状態に安んじつゝありしなり。

\*\*\*\*\*

説きて此に至れば我讀者は狹長なる日本の地勢が幾多の政治的中心を要するの勢ありしを知るべく、而して道長より頼朝に至るまでの一世紀半に於ては中央政府、既に其統治の實力を失ひたるが爲めに、關東は殆んど武士割據の無政府的狀態に陥り、奥羽は既に亘理氏に依りて半獨立の政治的別乾坤を開き、越後の平原も亦城氏に依りて統治せられしことを見ん。是れ實に天下の勢將さに大に變せんとするものなり。而

して我讀者にして更に詳かに此氣運の變遷を知らんとせば、獨り政權の地方的分配を見るのみならず。進んで土地の權利に關する關係を研究し、當時の所謂武士、住人なるもの、性質を詳にし社會組織の解剖に従事せざるべからず。

## 第二章

## 諸國住人とは何ぞや

## (一) 諸國住人の意義

當時の田舎には所謂某の住人と稱する土豪ありき。彼等の中には

(一) 國司となりて京都より下り、任期終りても歸らず。其國に留住し、多くの眷族

を従へて家の繁昌を誇るものあり。

源氏物語の明石入道の如き是なり。對馬守大藏春實の子孫、九州に住みて菊池原田二氏となり、上總介、高望の子孫關

東に住みて關東諸平氏とな

(二) 神社の宮司、神人にして一門其職を相傳し、一地方に雄視

するものあり。

筑前の香椎大宮司は世襲にして雄を九州に振ふ。同國宗像社大宮司も亦氏中の長者を以て之れに補し、兵力あり。紀伊の熊野別當、尾張の熱田大宮司も共に地方の雄たり。

下野の宇都宮氏も亦同國宇都宮の座主を世職とし、其社領を管理せしものより起る。

(三) 私墾田の領主にして成功に依りて坐ながら朝

官に拜し威を郷曲に振ふものあり。

成功とは則ち功錢を出して官を買ふを云ふ。堀河天皇の時、(一〇八七年)功錢五百匹を出すものは兵衛尉たるを得

たるが (四) 莊官にして土着することの久しきが爲めに自ら領主の如き勢力を有する

に至りたるものあり。(五) 私墾田の領主が相傳の私領を寺社、若しは權門勢家に獻

じ、其莊園とし、依て以て國衙の課役を免れ、豪族の侵掠を防ぎ、自己は預職、

莊官等の名義に依りて猶ほ事實上の領主たり、讓狀を以て之を子孫に相續するも

のあり。

某莊の預職、某の庄司と云ふもの、如きは多く是なり。此輩は一定の年貢を領家に納め名義上自己は領家の代官たれども、其實は眞の領主たるに外ならず。

(六) 御莊、院御莊の莊官、御牧及び院御厩別當等の名義に依り一定の貢賦を朝廷に納め、自己

は地方に在りて事實上の領主たるものあり。

細かに其種類を分ちたらんには其目甚だ多かるべしと雖も、之を要するに彼等は左

の歴史的階段を経て所謂地方住人となりたるものなり。則ち

(一) 彼等の多數は、其始に於ては多くは私墾田の所有主なりき。

(二) されど彼等は國司の課役を免れ、且つ其の所有を確實ならしめんが爲めに、名

義上、其の私墾田を以て神社、佛閣、權門勢家に獻じ、其の莊園となし、一定の

貢賦を領家に納め、自己は預職、莊司等の名を以て猶ほ事實上の領主たる利益を保留す。

(三)此の如くにして神社、佛閣、權門、勢家、各地方に莊園を立つるに至り、更に領家より任意に莊官を任命し行て其莊園を治めしむるものあり。此種の人物は京より田舎に下りて莊園に住し、遂に累世土着して始めより私墾田の主たりし舊家と相競ふに至る。

此の如くにして地方住人には自ら三種の別を生じたり。

- (一)純然たる私墾田主、(即ち名義に於ても、事實に於ても領主たるもの)
  - (二)私墾田を領家(名義上の領主)に獻し莊司、預職等の名に依り猶ほ事實上の領主たるもの。
  - (三)領家の派遣したる莊司、預職等。
- (二)と(三)との關係は猶今の自治體に於ける村民選舉の村長と、官選村長との別の如し。

甲は歴史的の權利に依りて其位置を保ち、乙は特別なる委任に依りて其位置を得たるものなり。而も其地方の住人にして、事實上の大地主たるに至りては則ち一なり。

(二) 檢非違使、追捕使、押領使等の發生は後の

地頭制度の濫觴なり。

此の如き諸國住人は何を以て其大地主たる權利を維持し、何を以て其土地より生ずる利益の收得を確保することを得しや。彼等が名義上其土地を神社佛閣權門勢家に獻じたるものが、彼等をして其土地に對する他人の侵掠を防かしむべき一種の護符たりしや勿論なり。此利益なからんには彼等は固より領家の名義を他人に譲ることをせざりしならん。されど彼等は單に其名義の變更に依りてのみ其所有の安全を期すべからざる理由を有したり。そは京都を去る遠隔の地に在りては中央政府の威權容易に行はれず。權門勢家ありと雖も、單純なる虚聲と、畏嚇の外は實質上の制

裁を地方に在りて強暴なる威力を逞ふするものに加ふる能はざりしを以てなり。是に於て乎、藤原氏の政府は地方住人中の有力者を選び檢非違使、追捕使、押領使等の名義を以て公然之れに兵權を興へたり。(類聚三代格、三善清行上表等)。彼等は固より必しも秩序の味方に非りき。彼等の中には其官職を利用して威を假り勢を使ひ、所部を横行し、人民を脅迫するものなきに非りき。(朝野群載)。されど或ものは皆無に勝る。私闘、掠奪、横領の一日も行はれざること無き地方に於て有力なる大地主が官符を賜りて地方警察官の任に上り、私闘を禁制し、掠奪を壓止し、地主をして稍や安全に其土地より生ずる利益を收むるを得せしむるは固より之れを全然無政府、無警察の状態に放任するに勝るものありき。是に於て乎、地方の地主は勢此徒と相結んで、其郎等、門客となり、以て自己の所領を安全ならしめざるを得ず。奥羽の武士が競ふて馬を安倍氏、清原氏、亘理氏の門に繋ぎ、恰も之に臣事する形ありしは實に之が爲めなりとす。而して都に住する權門勢家も亦此徒と結んで其莊

園の利益を維持せざるを得ず。關白忠實が陸奥五莊の管理、其貢賦の輸送を以て基衡に委任したるが如きは則ち是なり。(台記)。土地に關する地方の狀況は是に於て乎甚だ複雑なる關係を見るに至れり。則ち其始めは眞實の領主が其土地に對する權利を安全ならしめんが爲めに權門勢家に請ひ定めたる領家は、更に自家の領家たる利益を維持せんが爲めに其莊園を地方豪族の保護に一任するに至りたること是れなり。斯くの如くにして鎌倉時代の領家、地頭、領主の三階級は此にも既に其端を發せり。何となれば勢力ある地方豪族が、權門勢家の委任に依りて其莊園の利益を守るものは是れ則ち地頭の發生に外ならざればなり。之を基衡の例に考ふるに、彼は關白忠實の爲めに其莊園を管理し、一定の年貢を忠實に納めたり。されど忠實が其年貢の高を増さんとするに至りて彼れは敢て之を肯んせず、忠實も亦之を強ふること能はざりき。(台記)。斯くの如くにして土地は其上に領家、領主を戴く外、別に治安の維持者たる地方豪族の管理を蒙り、遂に後世の地頭制度を發展し來るに至れり。而も讀

者、若し是に依りて所謂地方住人は其土地の利益を保護するの任を以て單に之を檢非違使、追捕使、押領使等の官名を帶ぶる豪族に委し、自己は則ち毫も兵力なかりしものなりと思はば誤れり。彼等は多くは錢貨を納れて六衛府舍人の武官を買ひ武人として郷曲に誇れり。(三善清行上表)。彼等は番役として都に上り宿衛の任を行へり。(東鑑)。彼等は其弓馬を業とする武人たるを誇り、家道の大小に従つて相應の兵力を有せり。彼等は此兵力を以て或る程度まで自ら其領地の安全を維持せり。(平家物語、源平盛衰記等に據る)。彼等が馬を自己よりも優勢にして朝廷より地方の警察權を委任せられたる大族の門に繋ぎ、其郎等門客と稱して耻ぢさりしは是れ其勢力相敵せずして之と對抗して雄を爭ふ能はず、節を屈して之に下るは之と戦ふに勝りたるが爲めのみ。

(三) 諸國住人と源氏、

此の如き地方住人は久しき間自己の力を自覺せざりき。彼等の大望は功錢を出して武官の末班に列し、以て郷曲に誇るに在りき。(三善清行上表)。されど彼等の慾望は此に止まれり。彼等は未だ嘗て革命を夢みざりき。彼等は未だ嘗て其勢力を統一し、組織して新しき局面を政治の世界に開くべき英雄あることを期待せざりき。されど彼等は當時の日本に於て唯一個の健全なる階級なりき。奥羽に住する彼等は既に清原氏、亘理氏の下に統一せられたる一個の勢力となり陰然として中央政府に對抗するの勢を爲せり。而も彼等の勢力を打て一丸とし遂に政治改革の實を擧げたるものは實に源氏の功に歸せざるを得ず。請ふ我等をして進んで源氏の歴史を論せしめよ。

### 第三章

#### 源氏の勃興。

##### (一) 關東武士源氏の家人となる。

將門の亂止んで廣常の亂起り、廣常の亂止んで賴時、貞任の亂起り、賴時、貞任の亂止んで家衡、武衡の亂起る。此の如くにして東北の日本は數ば中央政府を畏赫し、天下の人民をして常に恐ろしき悪夢の魘ふ所たらしめたり。而して此事實は清和源氏の一流をして弓馬の家業を起すに至らしめたり。試に左表を見よ。何人も源氏が東國の士心を得たることの偶然ならざるを知るべきなり。

承平年中(九三二年—九三七年)

源經基武藏介たり、豫じめ將門の異謀を蓄ふるを知り、密に京師に至りて之を

奏す。朝廷疑つて其言を納れず。幾も無くして將門果して反す。

元曆年中(九四七年—九五六年)

經基上野介となる。

長徳二年(九九七年)

滿仲(經基の子)歿す。滿仲嘗て常陸介、武藏守、陸奥守、鎮守府將軍たり。

治安元年(一〇二一年)

賴光(滿仲の長子)歿す。賴光は東國の守介に任せられざりしかども、父の故に依りて長く東國に在りしもの、如く、其家人には東國の士多かりき。

長元六年(一〇三一年)

賴信(滿仲の第二子)、平忠常を殺す。賴信は嘗て陸奥守に任じ、尋て甲斐守に任じたり。

(後年賴信の長子賴義、相模守たり。相模の俗武勇を好む。民多く賴義に歸服



し威風大に行はれ、拒捍の類、皆な奴僕の如し。頼義士を愛し施を好む。坂以東弓馬の士、大半門客となる。頼義の弟頼清頼季信濃に住す、頼清の子孫は村上氏と稱し、頼季の子孫は井上氏と稱す。

天喜五年(一〇五七年)

頼義、安倍頼時を殺す。

康平五年(一〇六二年)

頼義、安倍貞任を殺す。

寛治元年(一〇八七年)

義家、清原武衡、家衡を殺す。

源氏の威を東國に樹つる久しと謂ふべし。さればこそ頼光四天王の一人たりし渡邊綱の父は箕田源次宛と稱し武藏守某の子たり、碓井貞道の父は村岡五郎良文と稱し關東の一豪族たりき。(參取今昔物語、尊卑分脈)。頼義に従つて安倍氏を伐ちしもの、

義家に従つて清原氏を伐ちしものには共に關東の精兵多かりき。(參取陸奥話記、奥州後三年記)。夫れ源氏は經基皇孫を以て源姓を賜ひしより、義家に至るまで五世百二十年に過ぎず。經基の歿年より義家の武衡、家衡を殺すに至るまで通計百二十二年其王氏を出て、猶ほ甚だ遠からざるの故を以て、當時の人猶ほ公子、王孫を以て之れを尊敬したり。而して其武勳を東國に樹つること斯の如し。たとひ藤原氏の獨り其威を揮へる京都に於ては朝廷に冷遇せらるゝを免れざりしと雖も、質樸なる地方の生活に於ては彼等は實に其渴仰崇拜する所たりしなり。而して源氏も亦藤原氏全盛の故に依りて志を中原に得る能はざりし當時の小貴族に倣ひ、地方に住して安樂なる生活を營むを以て足れりとしたるもの、如し。斯くて源氏は諸國、殊に東國に於て地方官たりし間に、其子孫一門を地方に住居せしめて漸く土着の勢を爲すと共に、土地より生ずる利益を集めて大に其家を富ましたりき。源氏及び京都の小貴族が其子孫一門を地方に住居せしめる爲めに地方豪族の生ずるに至りたる事情に關しては我讀者は其意義を了解せんが爲め

に當時の婚姻及び財産に關する慣習を知らざるべからず。當時の婚姻は妻室の家系、夫の家に相當るに足るべきもの、子孫を以て家督とし、かゝる母の生みたる子等は後世に見るが如き兄弟姉妹の情を以て相遇したりと雖も、家系、資望父に如かざる庶母の子に至つては彼等は同等の兄弟姉妹を以て之を遇するを肯んせざりき。他の語を以て之を言へば、母の系圖は其子の位置を定むべき標準にして、父を同ふする兄弟姉妹と雖も、母性の貴賤に従て其相見る決して同等なる能はざりき。東鑑、源平盛衰記等に其證多而して同等の門地、系圖を有する妻に對して相應の敬意を拂ひ、財産に對して所謂後家分夫死すれば妻は夫の讓狀に従て後家分を受くを與ふるの慣習あるの外は男子は多妻あるを嫌はず。且此の如き場合に於ては男子は女子の家に通ひて其情交を續くるを以て例としたるが故に、勢力ある男子は多くの妻室を到る處に作りたりき。源氏物語の男女關係を見れば此事情は明かなり、平家物語に藤原守忠度や或る宮腹の女房の許に通ひしことを記し、平治物語に源義朝が九條院の仕女常盤に通じたることを記す。同例なり。も此容易なる婚姻を爲すを常とし、到る處の美人に其子を生ませたり。源頼義が常

陸の豪族多氣權守宗基の女に通じて女子を生ましめ源義朝が相模の豪族三浦介義村の女に通じて義平を生ましめたるが如き則ち其一例なりとす。頼義の女の事は奥州後三年記義平の母の事は平治而して當時の財産制度は徳川時代の封建制度に於て見るが如き家督則ち多くの場合に於て嫡長子にのみ父の財産を讓るの主義に非ず、妻室、男女の子、共に財産の分配に與るを例としたるが故に、京都の小貴族が地方豪族の女子に戯れて生まれたる子も、其母が外祖の遺領を分與せらるゝと共に土着して地主となり、土地の富は母系より受け、貴族の姓は父より受け、斯くて地方の貴種門閥たるを常とす。此の如くにして源氏は其一門を以て地方豪族とし、源氏の家督たる嫡子の家は一門の長者として自ら尊敬せらるゝに至れり。斯くて地方殊に關東の豪族は漸く源氏の威風に靡き、源氏も亦土地より生ずる富を集むるを得たり。永延元年(九八八年)攝政兼家が新たに二條京極の第を作りしとき、當時兼家の家人にして東宮大進たりし頼光が、馬三十疋を遺りて以て賓客に頼ちしが如き、(日本記略)、寛仁年中(一〇一七年—一〇

二〇年兼家の第五子前攝政藤原道長が其長女上東門院(一條天皇皇后)の爲めに京極の第を改造したりしとき、賴光更に其器用を進め、凡そ家中須つ所のもの悉く備はらざるなく、其精巧を極めしを以て、道長の甚だ驩ぶ所となりしが如き、(小合記、榮華物語)、治暦元年(一〇六五年)賴義が伊豫守たりしとき私財を以て其國二年の官物を代納したるが如き、(續本朝文粹)、以て其富を見るべきなり。夫れ公子王孫の貴きを以て、武勳を樹つること彼の如く、地方豪族を一門とし土地の富を有すること此の如し。私闘に疲れ、豪族の併呑に苦しみたる東國の武士が競ふて其家人と稱し、其庇護に依りて以て其領地の安全を維持せんとしたること宜なりと謂ふべし。

### (二) 家人の意義。

我等は東國の武士多く源氏の家人となれりと云へり。されど家人の意義を明かにするに非れば我讀者は未だ源氏の歴史上に於ける位置を解する能はざるべし。請ふ我

等をして進んで所謂家人なるもの、何を意味するかを語らしめよ。我等が既に道長論に於て説きしが如く、藤原氏が政權を其一門に集め、大莊園の領主たるに至て日本は始めて國の政治の外に家の政治を生じ、日本の豪族は天子の臣たると共に勢家の家臣たるものを生じたり。則ち平將門が少年の日名簿を太政大臣忠平に奉り、忠平を以て私君と稱したるが如し。(將門記)。夫れ聖德太子の憲法、大化改革の詔文、大寶令の義解に依るも、天に二日なし、地に二王なし、天皇は日本臣民の君にして、日本臣民は天皇の臣たり、君臣の間何者も其間に介在するを許さざるは則ち我國法の原則なり。されど此原則は藤原氏が大莊園の領主となり、政權を一門に私するに至りて破壊したり。斯くて當時の攝關大臣家は各其家に仕ふる私臣たる所謂侍なるものを有し、彼等は此侍を統ぶるが爲めに侍所を置き、別當を補するに至れり。而して侍たるものも亦其職を世襲して所謂譜代なるものを生じき。(職原抄)攝關、大臣家は侍所の外に他の莊園を有する貴族と均しく政所なるものを置き、以て其の領

地の政務を經營したり。莊園の預職、莊司、下司職、檢校、寄人等を任免黜陟するが如きは則ち政所の任とする所なりき。(朝野群載)。斯の如くして侍所は私臣を管し、政所は私領を管し、此に國の政治の外に、家の政治を生じ、公けの臣の外に私臣を生ずるに至れり。勿論原則に於ては當時と雖も所謂私臣なるもの、存在を許さざりしのみならず。私臣を生ずるに至りたる其始めは唯だ當時の制度が許したる家令家司の類に止まりき。されど因習の久しき、家臣の數漸く多く其性質も一變して純然たる私臣となり、人皆以て當然とし、堂々たる天朝の朝官も亦攝關大臣家の私臣を以て稱せられ身を其家事に役するを好みたりき。則ち源朝臣清忠が關白賴通の近臣と稱せられ、成隆朝臣が左大臣賴長の爲めに奥州高鞍莊の預職たりしが如し、(臺記)。蓋し東國の武士が源氏の家人と稱せしも亦此の如き私臣發生時代の產物にして名簿を源氏に贈り、其家に入出して主従の關係を結びたるに外ならず。而して是れ實に彼等の利益なりき。そは當時の源氏は武威既に阪東暴戻の類六字朝野群載に據るを壓

するに足りしを以て、其門客となるは依て以て其領土の安全を維持するの道なればなり。されど諸國の武士をして好んで源氏の家人たらしめたるには猶ほ他の理由ありて存す。他なし、藤原氏の源氏に對する保護是なり。

### (三) 藤原氏の保護は源氏の發達を助く。

源氏の歴史を見れば其藤原氏の特別なる庇護に依り漸く其家運を開きたるの情掩ふべからざるものあり。夫れ嵯峨天皇以後、皇族の降りて人臣となるもの甚だ多し、而して經基の子孫獨り弓馬の家を以て興るもの必ず其故なきに非ざるべし。按ずるに冷泉天皇の末年(九六九年)左大臣源高明、醍醐天皇の子を以て政に預り學を好み朝典に練達するを以て稱せらる。而して其女婿たりし爲平親王(村上天皇の子)は嘗て村上天皇に寵あり、冷泉帝の儲貳を以て擬せられき。當時冷泉天皇多病、時に或は發狂す。時人皆禪讓の事あるを期す。(榮華物語)。此時に方りて爲平親王、若し立たば是

れ藤原氏は其運命に於て打撃を蒙らざるを得ず。何となれば爲平の妃は藤原氏の出にあらざるを以てなり。是れ固より藤原氏の喜ぶ所に非りき。(大鏡)。而して是時に方りて自ら爲平を奉じて關東に奔り亂を爲さんとするの密謀に加はりたりと稱し、其密計を自首したることに依りて高明を陥れ以て藤原氏の利を計りしものは實に經基の子源滿仲なりき。(源平盛衰記)。源氏と藤原氏の相結ぶもの既に此に現はる。滿仲の子賴光は藤原兼家、及び其子道長の家臣たり、(參取日本略記、小右記、榮華物語) 賴信は道長の兄道兼に仕ふ。道兼嘗て關白道隆と權を争つて隙あり。賴信因て賴光に語るに我能く道隆を殺し我主人をして代つて關白たらしめん、我劍を提て入るに、誰れか之を防ぐを得んと云ふを以てしたるに賴光は深く其無謀を誡めたりき。(古事談)。斯くて道長の全盛時代となるに及んで賴光、賴信は其爪牙となり以て其事業を助けたり。藤原氏の源氏に待つこと此の如きものあり。源氏が弓馬の家を以て當時に稱せられ、自ら兵權を握るに至りしもの實に此因縁に依れり。源氏既に藤原氏に寵せ

られて弓馬の家を興す。總ての官職は子孫に世襲するを以て習としたる當時に在りて源氏が武士の棟梁として諸國の武士に仰戴せられたるもの亦宜なりと謂ふべし。斯くて成功其他の方法に依りて武官に叙し、若しは地方に於て武士と稱するものは武士の棟梁たりてふ理由を以て競ふて源氏に屬し、是に益す濃厚なる主従の感情を生ずるに至れり。當時と雖も彼等は固より法律制度の上に於ては源氏に臣従すべき義務を有せざりき。されど彼等は其土地の權利を維持し武士たる體面を維持せんには源氏の家人と稱するを以て其利益としたり。此の如くにして彼等が源氏と主従の關係を結びたるは其始めは實に唯だ利益の問題なりき。されどかりそめに結びし廬も久しく住めばなつかしきものとなるは人情の常なるが如く、歲月は彼等の利益問題を一轉して感情問題たらしめたり。彼等は常に源氏を以て譜代の主人とし、其忠誠なる家人となり、事ありて兵を徵さるゝ時は直ちに其故郷を出で、之に應じ、書を以て招かるゝときは輒ち之に赴き、下文を以て令せらるゝ時は則ち之に従ひき。是

に於て乎、國家組織の神経系以外、武士を打つて一團とし、源氏を以て其中樞とする神経系を生じ、源氏は始めて此に其將來の運命を開拓すべき基礎を作るに至れり。而して我等の既に前に擧げたるが如き理由に依りて東國武士は最も多く源氏の家人と稱するもの多かりき。

#### (四) 東國の勢力と源氏の勢力。

我等の既に説きしが如く日本は其地理の狹長なるが爲めに數個の政治的中心あるを要し、此理由に依りて奥羽は既に自ら一個の中心を作りて稍や組織ある一體となれり、則ち安倍氏、清原氏、亘理氏の事業是なり。若し夫れ東國に至りては豪家大族所在に存在すと雖も、而も之を統一するの勢力は則ち闕如たるを免れざりき。夫れ關東の野は日本に於ける最も大なる平原にして、其武士は最も強きものなりき。徳川時代の史家頼山陽、嘗て日本の地形を論じて言へり。

余嘗て東西に歴遊し其山河の起伏する所を考へて以て爲らく、我國の地脈は東北よりして來り、漸く西すれば漸く小なり。之を人身に譬ふるに陸奥出羽は其首なり、甲斐信濃は其脊なり。關東八州及び東海諸國は其胸腹なり。而して京畿は其腰臀なり。山陽南海に至ては則ち股のみ、脛のみ。(日本外史)

此言之を得たり。東國は其の地積の廣さに於て實に日本の胸腹と云ひ得べきものなり。而して其の人口稀薄にして土地廣大なるの故を以て牧場甚だ多く、最も馬に富みたりき。されば信濃坂東諸國朝野群載に載せたる文書に依るに當時は箱根以東の國、即ちは今の所謂關東諸國を指して坂東諸國と云ひしものゝ如し。奥羽と共に牧馬に於ては昔より名高き國にして、左右馬寮の馬、院の御厩の馬も多きは此地方より貢したりき。此の如き地方に於て馬上の達者多く、馬に乗りては落つる道を知らず、好んで惡所に乘入れ而して馬を倒さざるを以て其誇とするもの多かりしは怪しむに足らざるなり、(平家物語)。且我等の既に前に説きし如く其地たる京師を去る甚だ遠かりしのみならず。西南の日本に比すれば海運の便甚だ乏しか

りしを以て

伊勢灣は當時に在りても東海航海者の津口としたる所にして阿濃津より船にて熊野に至り若しは天龍灘を過ぎて伊豆に至りしことありしは疑ふべからざる事實にして、伊豆の大島にも商人船は往來したる程なれば渺々たる太平洋も當時の日本人に取りては必しも不知の海にてはあらざりし、(源平盛衰記、平家物語)、されど概して言へば沿海航行を旨とし唯だ順風を帆に受くるのみを以て唯一の方便としたる未熟なる當時の航海術に在りては太平洋は決して航行に安き海に非ず。多くの場合に於ては人は唯た馬背に依りて往來したり。

中央政府の威力多く及ばず、所在の武士皆私闘を事としたり。而して平野曠原相連り、天然の障碍物少き地勢は此勢に油をそそぎ、激烈にして而も露骨なる武士の生存競争を現出し、士風慍悍にして武勇を好むの一事は天下に比類なき此地方の特質となれり。さればこそ其戦に臨むや親死に子撃たるも顧みず、彌が上に死に重なつ

て進撃し、敢て或は退くことなく、(保元物語、源平盛衰記)。若し其進路に當りて巨川あれば其淵たるを瀨たるを論せずして身を躍らして水中に突入す。(平治物語)。所謂武藏相模のはやり雄と云ひ、(保元物語)、阪東暴戾の類と云ふもの即ちかゝる性質を語れるものなり。(朝野群載)。此の如き大なる地盤と此の如き勇悍なる氣質を以てして若し相合して一個の勢力とならば其武何ぞ中原を畏すに足らざらん。平將門は嘗て稍や之を爲さんとして其志を遂ぐる能はず、平忠常も亦た敗死を免れざりき。而して之に代りて起ち、善く關東の士心を收め得たるものを源氏とす。源氏は其王孫と其武勳と、其藤原氏に寵せられし故を以て東國の武士を家人とし、漸く其士心を得たり。賴義、義家にして若し關東平原を根據とし、箱根、足柄の關を閉ぢ、以て東に向はゞ、其藤原氏の政治的運命を覆へして武士の天下と爲さんこと必ずしも賴朝を待たざりしならん。されど如何なる時代に於ても或る人、氏族若しは國が或る勢力を有すること、而して此勢力あることを自覺し、自ら進んで之を利用する

に至ることゝは自ら別にして、勢力の所有、先づ來り、尋て或る時期を經過したる後始めて勢力の自覺を生ずるを例とするが如く、源氏も亦其始に於ては自家の勢力を自覺せざりき。

## 第四章

### 藤原氏と源氏

(一) 藤原氏は何を以て久しく其勢力を維持したる乎。

源氏が東國の武士を率ゐて中原に迫り、政治の局面を一轉し得べかりし時期は既に賴義、義家の時に來れり。而して彼等が遂に起つて此の如き革新の事業に従事する能はざりし所以のものは何ぞや。詮じ來れば是れ唯だ人心の惰性のみ。多くの政府が應に倒るべくして倒れざるは其實力の猶ほ存するに依らず、人心の惰性が之に背く能はざりしに依るもの多きが如く、藤原氏も亦人心の惰性に依りて久しく其位置を維持したり。夫れ藤原氏の其勢力を維持する所以の道として策りしもの固より一端ならざりき、則ち(一)皇室を以て恰も其家の物の如くし、女子を進めて女御、中宮、



皇后とし、其所生を天子とし、皇族を娶りて室家とし、皇室と其家とは恰も分つべからざる一體たるの觀あらしめしが如き。(二)家格を定めて人才の進路を遮り、一門獨り朝廷の要地を占めしが如き、(三)攝政、關白、内覽文書の制に依りて天子の親ら政を取りたまふ途を壅ぎしが如き、(四)大莊園の領主となりしが如き。(五)武臣を家人とし其兵力に依頼したるが如き是なり。されど藤原氏は其實既に亡ぶべきものとなれり。當時の小説たる源氏物語は明かに當時の公卿(即ち多くは藤原氏)が色を漁するの外何ものも技能なき無能者に陥りたることを語りしのみならず、實際彼等は此小説よりも更に甚しき好色家なりき。藤原伊周、花山法皇と一女下を争ひ、法皇を射奉りしが如きは其一例なり 彼等は又武事に慣はざる臆病者なりき。總ての事業、總ての組織は之を維持すべき背後の力なきを得ず。藤原氏の威嚴たとひ山の如くなるも源氏を頼んで爪牙とし、其武力に依りて其位置を維持するに至りしは是れ藤原氏既に自ら立つ能はずして源氏の肩に倚れるものなり。されど人心は或時期の間は常に惰性の支配する所たり。藤原氏は既に

其實力を失へりと雖も、人心の惰性は却て藤原氏に存在の理由を與へたり。則ち始めは藤原氏が其位置を堅ふする手段たるに過ぎざりし多くの方便は、因習の久しき、人をして却て當然の事なりと思はしむるに至れり。藤原氏の一門を以て朝廷の大官を占むるは是れ實に其專横の甚しきものなり。されど醍醐天皇が菅原道真に藏人頭たるべき恩命を賜ひしとき、道真は上表して之を辭して云ひき、臣地非貴種。家は儒林なりと。彼は藤原氏は貴種たるが故に大官たるは當然なり、我は儒林に生れたるが故に大官たるは當然に非ずと思ひしなり。(菅家文章)。道真の時既に此の如し。爾來多く年を経るに従つて此惰性は一層甚しきを増し、遂に下の如き信仰を生ずるに至れり。

昔天照大神、邪神を惡み給て天岩戸に籠らせ給ひたりしかば天下悉闇にして人民悲歎し。御弟天兒屋命、八萬四千の神達を相語ひ、岩戸の御前にして様々祈申させ給たりければ日神再び天下を照し、人民大に悦びけるに天照大神、兒屋根命に

仰せ含めて云く、我子孫は此國の主として萬人を憐まん。汝が子孫は臣下として國の政を助よと御約束あるに依て御裳瀧河の御流、海内を治めおはしにし、春日明神の御子孫朝政を輔給へり。(源平盛衰記)。

是れ藤原氏の政權を一門に集むるは神代より豫定せられ神の約束なりとするものなり。獨り是のみならずるなり、當時の宗教も亦藤原氏が獨り貴顯の位地に居り、之を父祖に受け、之を子孫に傳ふるを得るものは宿因内に發し善縁外に顯はれたる果報にして、果報の盡きざる間は佛神之を加護するが故に惡魔も亦た之を害する能はず、何ぞ況んや人間の議する所ならんやと教へたりき。(保元物語、平治物語の意を取る)。此の如くにして藤原氏は人心の惰性に其運命の根を置きたり。藤原氏の位置は獨り當時の制度が之を與へしのみならず、又實に當時の信仰の支ふる所たりき。果して然らば怪む勿れ、源氏が地方豪族の輿望を收め武人の統領たりしに關せず、其實力の既に中央政府の存在を威嚇し得べかりしに關せず、猶ほ藤原氏の爪牙たるに

甘んじ、卑々屈々として其家臣の禮を執り、賴義、義家が安倍氏、清原氏を亡ぼしたる大功を以てして其位は四品に過ぎず、其官は受領國司に過ぎず、僅に昇殿を許されしを以て登天の榮を得たるが如く感じたるや。保元物語に曰く賴義義家朝敵を平げ、昇殿を聽されしかども爲義は地下の檢非違使たりき。新井君美の讀史餘論に曰く賴義十二年がほど東事にしたがひ白頭にして遂に其功を奏し、義家又十年を経て武衛家衛を平ぐ。然るに此の人々その位四品に過ぎず、わづかに昇殿をゆるさるゝを以て其面目とせり、常に攝關家に伺候して家僕に肩を並ぶと此言善く源氏の状態を盡くせり。彼等が都に在りて途に攝關家の車に逢ふや地方に在りては儼然として君主の如く其豪族の仰視する所たるに關せず乗物に乗るものは速に之れを下り、馬背に跨るものは僅に下馬し、謹んで恭敬の意を表するを以て其禮としたり。(平家物語)。彼等は彼等が白頭に至るまで武功を地方に立てたりしに關せず、僅に少官を得るを以て満足し、而して何等の事業を爲さざる攝家華族の少年等が生れながらにして公卿の位に上れるを以て寧ろ當然の事なりと感じたり。(平治物語)。彼等は或家に生れたるものが或る官職に就くことを以て其家には絶て久しき例なりとし、たとへば朝恩を蒙りて其官に至るものあるも、寧ろ其例外なるを尤めた

り。斯くて諸大夫を先途とするの家は、如何なる英才も諸大夫となるを以て其一生の事業を終へたるものなりとし、諸國の受領たるを以て其家の規模としたるものは、如何なる功績あるも猶ほ其家格の外に超越する能はざるを以て例としたりき。(保元、平治物語、平家物語、源平盛衰記)總べて之を論ずれば彼等の心は先例古格の上に立つものなりき。當時の政治が先例古格を詮義し、何事も之に違ふことを得せざりしは當時の日記、物語類總て之を證す。朝廷の爲す所は唯だ故事を考へて百官を進退するに過ぎざりき。當時に於て最も必要なりとせられたる官吏の智識は多く故事を知ることなりき。

久壽の初(一一五四年)右大臣藤原雅忠薙髮して法名蓮如と號す、左大臣藤原頼長、其遁世を惜み、藤原光頼に向ひ、聞く右大臣將さに出家せんとすと。朝家の典故を知るものは唯だ此人あるのみ此の人にして出家せば國家何を憑まんと語りしと云ふ。朝家の典故を知るものが國家の依頼する所たりしや知るべきなり。(臺記)。

當時の公卿多く日記を記し其今日に残存するもの頗る多し、水左記、中右記、經信記、臺記等の類皆是なり。當時の官吏多く故事を知るを以て能とす。則ち日記を保存し、因て以て故事を引證するの用に供するの必要ありしなり、臺記に依るに當時の攝關家が家傳の秘書としたるものには律令格式及び叙位叙目官奏秘記あり、師實帥通の二記ありき。藤原氏の政治が先例古格を重んじたるが爲めに記録を貴重したりし狀蓋し察すべきなり。

斯の如にして先例古格は實に仙人の魔術の如く猶ほ善く人心を支配したり。是れ源氏が頼義、義家の時に於て其勢力恰も唐の藩鎮に類似したりしに關はらず、藤原氏に背くこと能はず、肩を其家臣に列するを以て甘んじたる所以なり。されど是れ其實は源氏に取りて少しも不利益の事には非りき。何となれば源氏の勢力を武人の間に養ひ武人の棟梁と稱せられ弓馬の家業を起したるは實に藤原氏の寵遇を得しに依れり。當初若し源氏をして藤原氏と相結ぶこと無からしめば、源氏は他の都の小貴

族と同じく僅かに都の小官に甘んじ、若しは地方の一豪族たるに終らざるを得ざりしなるべきに、其然らずして武家の稱を朝官の間に得、諸國の武士をして競ふて其家人たらしめしは滿仲、頼光、頼信以來常に藤原氏に仕へて其恩惠に浴したるに頼れり。果して然らば源氏の好運は實に藤原氏の庇護に待て生じたるものなりと云ふも亦可なり。

此の事實を證明すべき一例あり。栗山愿の保建、大記に尾張の長田莊司忠致が源義朝を殺したるを論じて世には忠致を以て弑逆の罪を犯したるものなりとて之を惡むものなきに非れども、是は全く名分を解せざるものなり。大江匡房が一條天皇の人を得たまひしを列舉したるを見るに平致頼を擧げて源頼光の上に置きたり。致頼は平氏にして高望王の曾孫なれば、其子孫たりし忠致は義朝と同列の朝臣にして家格門地決して義朝に譲るべきものに非ず。されば忠致が義朝を殺したるを以て其弑逆の罪を論ずるが如きは事理を解せざるものなりと云へり。此論の如く

忠致は其系圖より云へば實に源氏に劣るべきものならず。さりながら源氏は藤原氏に結びたるが爲めに弓馬の家業を起し、諸國の武士を其家人としたるが爲めに自ら武家の棟梁となりたり。致頼等の子孫は特に藤原氏の恩惠を蒙らず地方に蟄居して其豪族たるに甘んじたれば終に源氏の家人とならざるを得ざりき。是は獨り致頼の家に限りたることに非ず。たとへば關東の豪族に就て之を見るも所謂その八平氏は共に高望王の後なり。工藤、伊東、狩野の類は藤原爲憲の後なり。宇都宮氏は關白道兼の後なり、足利、小山は鎮守府將軍秀郷に出づ。皆是れ所謂遙々たる華胄にして其祖先を論ずれば誰れか源氏の下に屬すべきものならんや。而も彼等をして甘んじて其家人たらしめしものは源氏が藤原氏に結んで其の爪牙たり、弓馬の家業を中央政府の下に起して武人の棟梁たりしが爲めのみ。

(二) 弓馬の家。

我讀者は既に數ば現出したる弓馬の家てふ名詞に關して正確なる觀念を有せざるべからず。何となれば是れ實に源氏の位置を最も善く解すべきものなればなり、我等が既に道眞論に於て説きしが如く、藤原氏の時代は先例故格を重んじたる結果として人臣各家業々生じたる間に於て最も早く藤原氏の位置を畏嚇したるものは即ち儒家なりき。道眞の時代は文學の最も興隆したる時代にして朝廷は文學ある臣僚を寵用したり。而して道眞は身を累代の儒家に起し門人弟子、諸司に半ばしたりしが故に嘗て一たび臺鼎に上り藤原氏をして其獨占の位置に對する危險を感せしめたりき。(三善清行の上表に據る)。道眞が文學を以て家業とし門人弟子の勢力に依りて、一撃を藤原氏の存在に加へんとしたるは其狀猶ほ源氏が武藝を以て家業とし諸國の家人を率ゐ、藤原氏をして陰然敵國の感あらしめたるに殊ならず。其殊なる所は道眞は稍や其勢力を自覺して藤原氏を抑へんとするの情なきに非りしも、頼義、義家は未だ其勢力を自覺せず、藤原氏の爪牙たるに甘んじたるの差あるのみ。

夫れ一定の官職を以て家業とするは當時の慣習にして、子が其父の職を續ぐは猶ほ其遺産を相續するが如かりしのみならず、進んで一定の官職も亦遺産の類なりとしたるは先例古格の重んぜられし當時に在りては何人も怪しまざりし所なりき。中原、清原二氏の明經道を以て家業とし、菅原大江の二氏が文章道を以て家業としたるが如き則ち是なり。されど弓馬の藝を以て家業とするものに至つては猶ほ久しく起らざりき。既にして地方の豪族漸く中原を侮るの心を生じ、將門、純友、忠常、頼時の徒相繼で起るに及んで源氏始めて功を東國に立て、藤原氏亦之を寵し、其武力を用ゐて自己の位置を堅ふするに及んで所謂清和源氏は此に始めて中原、清原氏の明經道に於けるが如く、菅原、大江の二氏が文章道に於けるが如く弓馬の藝を以て其家業と稱し、諸國の武人殊に東國の武人をして仰で其主盟たらしめ、道眞の時、嘗て儒門の棟梁たりし故を以て門生弟子諸司に半ばしたりしが如く、義家の時に至りては其武人の棟梁たりし故を以て諸國の武士競ふて其家人と稱し、朝廷をして其恐る

べき潜勢力を感ぜざるを得ざらしめたり。源氏既に此の如き勢力を有す。彼若し之を自覺し、東國の武士を打つて一丸とし、鋒を轉じて中原に向はゞ其狀何ぞ唐の藩鎮が中央政府を危ふしたるに殊ならんや。されど先例故格の勢力、剩さへ宗教の勢力さへも猶ほ源氏の自覺を許さず、源氏は猶ほ藤原氏に伺候し、其食机の下に落ち散りたる麴包の零片を拾ふを以て満足したり。

されど見よ。藤原氏をして其積年の勢力を失はしめ、道長の時に於て其榮華を極めたる勢力の絶頂より急轉直下の勢を以て墜落せしむべき運命は將に來らんとす。而して讓位の天子、政を院中に決するの新慣例、則ち院政の始まりたるは是れ藤原氏の存在に向つて加へられたる最初の鐵槌なりき。

## 第五章

### 院政論

#### (一) 後三條天皇論

藤原氏が政權を一門に集めんとして皇室を蔑如にしまゐらせしこと一にして足らざりしかば世々の天子は數ば秘策を廻らして其權を抑へんとし玉ひき。嵯峨、淳和の諸帝が文臣を寵用し、小臣事を用ふるの例を開きたまひしも、多く姓を皇子に賜はり人臣に列し官職を與へ玉ひしも實は其御心なきにしも非ざりしならんと推し量り奉るべき理由あり。さればこそ光孝、宇多二帝に至りて其寵臣中より身を起したる道眞は嘗て一たび藤原氏と政權を分ちたり。既にして藤原氏は其位地の危きを感じて道眞を陥れたり。斯くて藤原氏の位置は依然たりき。尋て村上天皇の御世に至りて異

母弟源高明を寵用し、冷泉天皇位を繼ぐに及んで高明は正二位左大臣兼左近衛大將の高位に居り、先帝の依託を受けて朝に蒞み、皇族たる威風を以て天下を靡かせんとしたり。されど藤原氏は此にも其獨占的位置を維持するに急にして遂に高明を排斥したり。世に傳ふ源氏物語は紫式部が西宮大臣(則ち高明)の人と爲りを慕ひて作れるものなりと、我等は此傳説の果して根據あるものなるや否やを知らず。されど紫氏の小説が其主人公を藤氏の公卿に取らずして皇子の源氏に取り、彼をして一人の儀範たり、四海の鹽梅たらしめんとしたるは、有意若しは無意に當時藤原氏の勢力に對抗し得べきものは唯だ皇族たる源氏あるのみなることを示したるものなり。冷泉天皇より、圓融天皇を経て花山天皇に至れば則ち中納言義懷、(伊尹の子)、權右中辨惟成、天皇の近臣を以て各天下の權を取り、其御治世は三年に過ぎざりしかども、時人稱して世を淳素に歸し君を堯舜に致し奉るの風ありと云ひき。是れ亦た天皇が攝家の專横に對し近臣を以て政を躬らしたまひしものなり。(花山帝の事は著

聞集平治物語を參取す)。されど天皇の事業も亦失敗に歸し、藤原氏の威力は依然として皇室を壓し、天皇も亦た脱履後には藤原氏の歡心を買ふとを勤めたまひき。(榮華物語、大鏡)。尋で一條天皇、花山天皇の後を受け藤原氏の專權を惡みたまふ御心おはしませしかども、御力の及ばせ玉はぬを歎かせ玉ふのみなりしと云ふ。(古事談)。斯くて世々の皇室は頗る藤原氏の態度に嫌り玉はざりしかども剛斷果決、善く其累世の威を抑へ玉ふものなかりしに、後三條天皇の位に即かせ玉ひしに至りて、藤原氏は始めて恐ろしき君主の御座にましますを發見し、稍や天下の政務を宸衷より斷ずるの古風を恢復したり。蓋し天皇は藤原氏の出に非ず、後朱雀天皇の皇后にして三條天皇の皇女たりし諱は禎子の生みたまふ所なり。(百鍊鈔、今鏡)。藤原氏の出に非ずして帝位に即かせ玉ひしは宇多天皇の後、唯だ帝あるのみ。

宇多天皇が藤原氏の出に非ずして帝位に即き玉ひしより醍醐、朱雀、村上、冷泉圓融、花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉諸帝、共に皆な藤原氏の出に

非るは無し。後三條天皇位に就くに至て、宇多天皇以後再び藤原氏の出に非る天子を見たり。宇多天皇の即位より此に至りて正に百二十五年を隔つ。

是れ帝が能く藤原氏の威力を抑ふるを得たまひし所以の一なり。世に稱す御府に應神天皇の玉冠を藏し、歴世の天子大嘗會毎に之を冠したまひしが其制大にして御頭に適する主上もましまさりに獨り帝のみは善く之に適し玉ひきと。(古事談)。帝は世々の天子が深宮に長じたまひ御健康の勝れざりに似ず、聖躬頗る健全なりしが如し。そは帝の御母陽明門院(則ち禎子)が八十二の長壽を有し玉ひ帝の御子白河天皇が七十七の長壽を有し玉ひしに依りて察せらるゝなり。(中右記)。夫れ相門累世の權を抑へて之を皇室に收めんとするが如き大なる事業は必ず之を成就すべき大なる精力あるを要す。帝の健康は思ふに此精力を發揮するに足りしものならん。是れ帝が能く其事業を成し中途にして倦むとなかりし所以の二なり。帝は又學問を好ませ玉ひ當時の才人たる大江佐國と文才を競ひ玉ふに足りき。(續古事談)。是れ帝が其

業を成し玉ひし所以の三なり。加ふるに帝は御子なる白河天皇に依りて最も善く其遺傳性を現はし玉ひしが如く權力を愛し、事功に對して深き興味を有し、常に活動し絶へず活動する乾々不息の徳を有し玉ひしが如し。是れ帝が其事業を成し玉ひし所以の四なり。斯くて帝は其の即位と共に王政復古の事業に従事し、延久元年(一〇六九年)敕を發して先づ寛徳二年以後の新置莊園を廢し、券契明かならず、國務に妨げあるものは其の以前のものと同之を廢止し、尋で記録所を太政官朝所に置き、權貴多く莊園を占め、民の蠹害たるを以て其家に命じて券契を上らしめ、之を記録所に納め、以て虚實を檢せしめられき。(參取百鍊鈔、愚管鈔)。後世南朝の忠臣源親房をして帝の徳を賞讃し、記録所と云ふを置かれて國々の衰へたるを直されきと記さしめたるものは則ち是なり。(神皇正統記)。帝の政治に勤め玉ふや獨り莊園に關する弊習を除かんとし玉ひしのみならず、或は沽價の法を立て(延久四年、百鍊鈔に據る)或は斗升の法を定め(延久四年、扶桑略記に據る)或は都人の士女が車に金を飾るの弊を革めんとした



まひき。(古事談)。斯くて所謂延久の政は恰も積陰を破りて太陽の輝き出でたるが如く、都の政治に新しき局面を開き藤原氏をして稍や其の手を收めしめたり。勿論帝と雖も、久しき歴史を有する藤原氏の權力を一朝にして全く抑へ盡くす能はざりしは言ふまでもなきことなりき。羅馬は一日にして成らざるが故に又一日にして破れず、藤原氏の政治上に於ける位置は帝の剛斷果決を以てすと雖も猶ほ之を動かす能はざるものありき。左の物語は則ち之を證するものなり。

帝東宮の時、天下の政をよく／＼聞をき玉ひ、即位の後、さまざまの善政を行ひ玉ふ。其中諸國重任の功と云ふこと、ながく停止せられしに、興福寺の南圓堂を作りしに、國の重任を關白教通枉て申す事度々にをよぶ。帝怒て攝政の重くおそろしき事は帝外祖などの事なり、我は何と思はむとて髯を揮て仰ければ教通座をたちて出るとて、藤氏のかんたちめ上達部、皆罷たて、春日大明神の御威は今日うせ果ぬると大音にいひければ、氏の公卿一人も残らず退出す。帝これを聞召て關白并に藤氏諸

卿を召返されて南圓堂の成功を許さる。(續古事談)。

是れ滿朝の公卿盡く藤原氏にして藤氏の長者の命令は諸卿をしてたとひ天子に背くも猶ほ之に違ふこと能はざらしむる程の力ありしかば帝も亦滿朝の公卿を壓して宸斷の儘に或る事を行ひ玉ふ能はざりし事情ありしを語れるものなり。

宇治殿(前關白頼通)平等院をたてられて、宇治邊多く寺領に打入らる。帝いかで恣にさる事あるや檢注すべしとて官使を向らる。宇治殿これを聞て平等院前に錦の平帳打て、種々の儲ども用意して官使をまつ、官使恐れて參向せずして止みぬ(古事談)。

是れ朝廷の官吏帝の命に従ふを輕しとし藤原氏の威に逆ふを重しとし、帝の命も亦行はれざりしものありしを語れるものなり。

延久の記録所としてはじめてをかれたりけるは、諸國七道の所領の宣旨官符もなくて公田をかすむる事、一天四海の巨害なりときこしめしつめてありけるは、すなは

ち宇治殿の時、一の所の御領とのみ云て、庄園諸國にみちて受領のつとめたへがたしなど云て、きこしめしもちたりけるにこそ。さて宣旨を下されて諸人領知の庄園の文書をめされけるに、宇治殿前關白頼通へ仰られたりける御返事に、皆さ心得られたりけるにや。五十餘年君の御うしろみをつかまつりて候し間、所領もちて候者の強縁にせんなど思ひつゝ、よせたび候ひしかば、さにこそなんと申たるばかりにてまかりすぎ候き。なんでう文書かは候べき。たゞそれがしが領と申候はん所のしかるべからず、たしかならず聞しめされ候はんをば、いさゝかの御はかり候べき事にも候はず。かやうの事はかくこそ申さたすべき身にて候へば、かすをつくしてたをされ候べきなりと、さはやかに申されたりければ、あだに御支度相違の事にて、むこに御案ありて、別に宣旨を下されて、この記録所へ文書どもめすことには、前大相國の領をばのぞくと云宣下ありて、中々つや／＼と御沙汰なかりけり。(愚管鈔)

是れ折角の新制度たる記録所も頼通の莊園に至ては手を下す能はざりしを語れるものなり。然らば則ち所謂延久の政治も未だ全く藤原氏の勢力を抑ふる能はざりしと謂ふべし。されど後三條天皇は猶ほ日本の歴史に一新時期を開きたる英主たるを失はざりき。何となれば帝は久しき慣習を破りて天皇親政の例を開き、且之を確實にしたまひたればなり。帝と雖も固より全く藤原氏の歴史的勢力を亡ぼし玉ふこと能はざりき。されど帝は皇室自ら天下の政務を視たまふの古例を復し玉へり。當時前關白頼通は宇治に閉居して全く政務に預らず、關白教通は臺輔に居ると雖も員に備はるのみにして、政務は常に帝の宸斷に發したり。帝は此意義に於て王政復古の成功者なりき。(參取榮華物語、愚管鈔)。然も是より後全く藤原氏を抑へて復た道長時代の昔に復る能はざらしめたるものは實に帝の創意に成りたる院政の制に依れり。帝は此點に於て最も完全に政權を皇室に恢復したる君主にてましましき。何となれば院政は實に根本的に藤原氏の政權を打破し、日本の政治歴史に新局面を開きたる

ものなればなり。

(二) 何故に院政は起りたる乎。

後三條天皇は延久四年(一〇七二年)十二月八日御年三十九にして位を皇太子に譲り玉ひ、(百鍊鈔)。之と共に政を院中に開くの新制を起し玉はんと思召したり。されど帝は不幸にして翌年(一〇七三年)病に罹りて崩じたまひしかば其の志を遂げ玉はざりき。(愚管鈔)。而も院政は實に帝の創意し玉ひし所なりしかば御子白河天皇は帝の遺志を受けて始めて院政の制度を完全ならしめ玉へり。されば院政の制度は後三條天皇之を發案し、白河天皇之を實行し玉ひしものなり。思ふに後三條天皇が讓位の天子を以て政を意中に決せんと發案し玉ひしには多くの理由あるべし。試に之を論せんに、

(一) 藤原氏は久しく天子の外祖を以て天下の政務を決したり。天子の外祖たるが故に

天下の事に預るべくんば、天子の父たり、祖父たるものが親しく政務を見るに何の不思議はあるまじきなりとは蓋し天皇の御論法なりしならん。天子自ら政務に預らず、外戚常に國事に參するは既に久しき例となれり。此時に方りて此成例を一變し、直ちに親政の古に復せんとす、當時の慣習制度自ら之に適はざるものあり、人心亦自ら安んせざりしものありしならん。寧ろ從來の成例を破らず、別に藤原氏が外戚を以て政權を執るの例に倣ひ、讓位の天子、自ら當今の祖父たり、父たるを以て政務に關與するの例を開くに如かざるなり。是れ院政が天子の親政よりも容易に行はれし所以の一歟。

(二) 天子の御幼年にして即位し玉ひ、御齡猶ほ壯にして讓位の事あるは久しき慣例となれり。

試みに左表を見よ、此事實は頗る明白なり。

文德天皇	二四、	三二、(崩)
清和天皇	九、	二七、(讓)
陽成天皇	九、	一七、(廢)
光孝天皇	五五、	五八、(崩)
醍醐天皇	一三、	四六、(崩)
朱雀天皇	八、	二四、(讓)
村上天皇	二一、	四二、(崩)
冷泉天皇	一八、	二〇、(讓)
圓融天皇	一一、	二六、(讓)
一條天皇	七、	三二、(崩)
三條天皇	三六、	四一、(讓)
後一條天皇	九、	二九、(崩)
後朱雀天皇	二八、	三七、(崩)
後冷泉天皇	二一、	四四、(崩)

御即位の御齡。

讓位の御齡。

文德より後冷泉に至るまで十六帝の内十歳以下にして即位したまひしもの五帝、二十歳以下のもの四

帝、合せて九帝を數へ而して三十歳以下にして位を讓り玉ひしものは五帝を數ふ。

此慣例を破らず、多く世人の耳面を易へずして政權を皇室に恢復するの途を發見せんとせば院政の制度の如きは最も簡便にして時宜に適したるものなりと謂はざるべからず。

(三)藤原、奈良朝以來令の定むる所に依りて内裏には八省百官あり、其形式は既に完備せり。されど政治機關も亦他の有機體の機關と同じく時間の經過と共に其効力を失ふものなきに非ず。たとへば機關は其儘其形骸を存するも之を運用する實力に至りては全く缺如たるに至ることあり。則ちオーガスタス、シーザルの時代に於て羅馬の元老院が其昔の民政的精神を失ひたるが爲めに全く無用の長物となり、前漢の三公九卿が後漢に至りては早くも既に告朔の餼羊たらんとしたるが如し。斯る時期に於て政務を進行するの途は唯二あるのみ。一は則ち舊機會を破壊して新機關を造ること是なり。大化の新政、明治の王政復古の如きは則ち是なり。二は則ち舊機關の

形式的存在には何等の變革を加へず、其漸く實力なき空文虚制たるに放任し別に新機關を作ること是なり。而して多くの場合に於ては則ち此第二策の行はるゝを常とす。何となれば全く舊機關を破壊せんとするは是則ち英語に所謂 Revolution (革命) にして其結果、人心を激動して反抗の精神を挑發し易く、其事頗る行はれ難きものあり、寧ろ氣息奄々たる舊機關の生命に觸るゝことなく別に新機關を造るの容易なるに如かざればなり。されば嵯峨天皇が藏人所を置き、朝廷大臣の外に近臣を以て天下の政務に預からしむるの例を開きたまひしが如き、淳和天皇の時、檢非違使の廳を置き、彈正臺、兵衛の外に警察權の中心を作り、國家の治安を維持せんとしたまひしが如きも、皆是れ舊き政治の機關には何等の改革をも加へずして其次第に無力ならんとするに任せ、獨り新機關の設置に依りて政務の振興を計り玉ひしに外ならざりき。乃ち後三條天皇の記録所の如きも才人を選んで寄人とし、天下の政務を總轄せしめ、莊園に關するもの、及び其他の訴訟を判斷し、從來殆ど無意義、無能

方に陥らんとしたる政治諸機關の外に於て天子親政の道を開かんとしたまひしものたるに外ならざりき。(後三條天皇記録所の事は百寮訓要抄に據る) 而して院政は則ち此の如き機關の最も大なるものなりき。

(四) 詩に曰く伐柯伐柯。其則不遠と、總ての新しき政治機關は多くは其模型たるべき前例を有す。院司の組織を見るに全く藤原氏の家司に類す。太寶令の職員令は國家の大家貴族に官司を置かしめたり、所謂一位は家令一人、扶二人、從二人、書吏二人。二位正三位は家令一人、書吏二人、從三位は家令一人、書吏と云ふが如きものはなり。(令義解)。既にして藤原氏の世に及んで世々大臣に任すべき家格を有するものゝみ家司を置くを得るに至りたれども、之と共に家司の組織は大に擴張し別當、令、案主、知家事等の職を生じ以て其家政を總ぶるに至れり。所謂政所なるもの則ち是なり。(朝野群載、舊記等に記す所を以て之を按ずるに攝關大臣家等の家司は其公の務を行ふに於ては依然之を家司と稱し、其私領に向つて號令制度を出すに於ては之を政所と稱し、政所の別當令は則ち家司の令、) 院政の院司は猶ほ藤原氏の家司の如し。其名稱、權限も亦相似た

り。而して藤原氏は之と共に侍所なるものを有しき。院政の北面は其性質又頗る侍所に似たり。思ふに後三條天皇の此制度を創意せらるゝや模型を藤原氏の家政に取らんとしたまひしもの多かりしが如し。是亦多く天下の耳目を驚かさずして不知不識の間に政權の所在を易へ玉ひし巧なる政略なりと謂つべき歟。院政の起る其重なる理由は實に此の如きものなりき。

### (三) 院政の組織。

後三條天皇は院政の創意者にましませしかども、未だ其御宿志の實現を見るに及ばずして崩じ玉へり。白河天皇乃ち其後を承け、世を治め玉ふこと昔に恥ぢず、善く先帝の例に倣ひて記録所の機關を活潑にし、左大臣公教を以て其頭に任じ、辨官三人、寄人數人を置きて只管心を政務に用ひ玉ひしが、位を御子堀河天皇に譲り玉ふに及んで始めて父帝の遺志を繼承し、此に院政を完全ならしめ玉へり。(今鏡)。院

296518

廳は其の組織に於て全く藤原氏の政所、侍所に擬したるものなり。則ち院司には別當(長官)あり、執事あり、年預あり、藏人くらんどあり、非藏人等あり。公卿、殿上人、諸大夫等を以て之れに任じ、院宣は宣旨と同じく四海に號令し、天下をして必ず之を聽かしむるの威力ありき。是れ其性質甚だ藤原氏の政所に似たるものなり。唯だ藤原氏の政所は依て以て私領の號令制度を出す所にして院廳は天下の政令を掌る所たるの差あるのみ。加之此院宣をして實力あらしめんが爲に更に其中に武備機關を設けて以て其羽翼たらしめたり、所謂北面なるものは是なり。平家物語に北面は白河院の時、始めて置く衛府ども數多候ふといふもの則ち是なり。之れを上下の二に分つ、上北面は四位五位、下北面は六位にし上北面は諸大夫及び武家の勢力あるものを以て之れに任ず、之を判官代と云ふ。下北面は、六位の武士の侍候して院中を警衛するものにして所謂武者所是なり。是れ藤原氏が武士を家臣として其の侍所に伺候せしめたるに倣ひしものなり。諸國の武士を集めて此一局に出仕せしめ、武力を以て院宣を實行すべき背後の勢力たらしめんとす。以上當時

の日記、文書等に依りて推論す。平家物語に信濃國の住人にて當職の武者所たりしものありしことを記し、又院中のはやり男など云ふ文あり。以て武者所の性質を推定すべし。是れ實に天子の外に天子を生じ、政府の外に政府を生じたるに殊ならず。昔しは安祿山の亂に逢ふて唐の玄宗、肅宗父子並び立つて帝たりしや時の詩人は之を譏りて雙懸日月照乾坤と歌ひたりき。今や内裏の外に院の御所あり。太政官廳の外に院の廳あり。宣旨の外に院宣あり。是れ豈天に二日あり地に二王あるものに非ずや。さればこそ其世にも世を遁れ玉ひし天子の門に公卿の馬を繋ぐを冷笑したる人もありしとはいふなれ。而も院政の生じたる利益も亦少きに非りき。久しく先例故格の爲に羈縛せられ其驥足を伸ばすを得ざりし人才をして是に依りて始めて頭を政治の舞臺に擡げ來らしめ、徒らに藤原氏の爪牙たるに止まり、否なれば田舎に蟄居して鳥なき里の蝙蝠たるに甘んじたる武士をして直ちに皇室に接近せしめたるが如き共に此特殊なる政治機關が生み出したる賜なりきと云はざるべからず。たとへば院の別當源俊明が其機務に參して勢力ありし故を以て攝籙の臣と雖も、皆之れを憚りしが如き、(愚管

鈔)。權中納言藤原顯隆が天皇の親任する所となり、常に夜間を以て入侍し、言聽かれ計用ひられしを以て夜關白の稱ありしが如き。(今鏡)。爲俊、盛重など云へる衛府及び童の今犬丸、千手丸など云ふものが北面を以て院に親近し左右なき切者たりしが如き。(平家物語)、共に先例古格の人心を壓し、總ての人才をして單に先例古格の指揮を奉じて蠢動する傀儡たらしめんとしたる當時の弊習を破り人才に稍や活動の餘地を與へたるものなり。論者或は是を以て大臣に任せずして小臣を用ふるの惡例を開きたるものなりとせん。されど典例、格式既に大小の臣僚を化石せしめて全く其用を爲さざるの時に方りては、大臣に任せずして小臣を用ふること是れ實に已むを得ざるの業なり。況んや是に依りて久しき慣例となりたる相門の權を抑へんとしたるをや。而して是に依りて朝紳の才氣あるもの漸く時用を冀ふの念を生じ、色を漁し、歌を詠じ、一定の順序を追ふて一定の官職を經、隊を逐ふて進み、隊を逐ふて退き、無爲にして生れ、無爲にして死するを以て能事としたる官員の氣習を一

變し、競争の念と自信の心とを奮起せしめたるものは此改革實に與りて力ありとす。且夫れ上下北面を置きて天下の武士を之に集め給ひしは是れ實に藤原氏の矛を取りて直ちに其室に入らんとするものにして藤原氏退治の政策として之を見れば眞に拔本塞源の手段なりきと云はざるべからず。藤原氏の勢力ありしは實に武士を其爪牙としたるに在り。後三條白河二帝早くも此秘密を看破し、武士に親しみ逆しまに我用を爲さしめんとす。是豈英雄傳中に見るべき高手の手段に非ずや。

(四) 院政の弊害。院と内との衝突

然りと雖も院政の弊害も亦決して少きに非るなり。そは是よりして後朝紳の院に用ひらるゝものは自ら其の榮幸を誇り、朝紳の院に用ひられざるものは當今の天子を擁して陰謀を内裏の間に廻らすの弊を生じ、院と内との感情自ら隔離し、此に九重の雲上に黨派の争を見るに至りたればなり。我等の既に道長論に於て論じたるが如

く藤原氏は道長の前に於て既に同族相争ふの弊を生せざるに非りき。則ち道隆、道兼の權を争ひ、道長伊周の相擠排せしが如き是なり。されど皇室は幸にして此黨争に加はり玉はざりき。今や否なり。在位の天子の外に讓位の天子あり、自ら政廳を開いて天下の政を視る。在位の天子、(則ち名義上の主權者)にして讓位の天子(則ち事實上の主權者)に孝順なれば天下は猶ほ泰平を歌ひ得べし。されど在位の天子年既に長じ自ら政治の興味を感じ玉ふに至ては必しも事毎に院政を善しとする能はず、二宮の間自ら隔離の情を生せざるを得ず。是に於て乎朝紳の志を院中に得ざるもの則ち起て在位の天子を誘惑し、若しは其名に因りて陰謀を企つるものなきを得ず。たとへば白河上皇の政を院中に決し給ふや、當時在位の天子にてまませし堀河天皇は朝政に與り玉はざりしかども、(今鏡)、而も諸司の奏案は、夜に至りて必ず自ら之れを檢閲し玉ひ、疑ふべきものあれば御批して之を再議せしめ玉ひき。帝は又追儼おこやういの出仕に故障を申出でたる公卿の元旦の朝拜に參るものあれば必ず悉く家に還



らしめ玉ひき。「昨夜まで所勞あらんもの、いかで一夜の内になほるべき。僞れる事なり」とは帝のかゝる徒に對する譴責の御詞なりき。されど白河上皇は帝の此態度を以て過察とし、かゝる事は聞くとも、聞かぬ振するぞ善かるべけれと仰せられき。(續古事談)。且白河上皇は阿古丸大納言宗通を大將に任せんと思召したりしに、帝は遂に其大將たるを許し玉はざりき。(平治物語)。傳説の傳ふる所は唯此種の零細なる談話に過ぎずと雖も、而も白河上皇の英邁を以てし、堀河天皇の孝順を以てするも二宮の間には既に御意見、御政策に於て多少の齟齬を生じたるを知るべし。院は事實上の主權者なりと雖も、而も名義を論ずれば在位の天子こそ四海に君臨し乾綱を總攬し玉へる眞の主權者なるべきは勿論なり。是に於て乎、如何なる國の歴史、如何なる時代の歴史に於ても數ば見るが如き名義上の君主と事實上の君主との暗闘を生せざるを得ず。是れ實に院政が生みたる最大なる弊害なり。斯くて皇室も亦黨争の渦中に捲込まれ此に所謂保元平治の亂なるものを生じ一轉して遂に武人の世と

なるに至れり。我等は我讀者と共に進んで其經過を研究せざるべからず。されど我等は之を爲すに先ち源氏が弓馬の棟梁たりし獨占の位置を失ひ源平氏の並び立つに至りし事情を語らざるべからず。

## 第六章

## 源平兩立の時代。

## (一) 源氏と平氏。

平家物語に曰く。

源平朝家に召し仕はれて王化に従はずおのすから朝權を輕んずるものには互に誠を加へしかば代の亂はなかりしに、保元に爲義斬られ平治に義朝誅せられて後は末々の源氏ども或は流され、或は失はれて今は平家の一類のみ繁昌して頭をさし出すものなし。

と。記者の意は蓋し皇室の政策は源平二氏の勢力を平均し、此相制し相戒むる權衡に依りて武人の力を中性的ならしむるに在り、而して此權衡の破れたるは則ち平氏の

威獨り盛んにして皇室を危殆ならしめたる所以なりとするに在るもの、如し。されど源平氏が斯くの如く並立して共に武士の棟梁たりしは決して始よりの歴史的事實に非ず、平氏は其の始に於ては源氏の如く弓馬の家業を以て都に誇りしものに非ず、頼光、頼信、頼義等が藤原氏の恩寵に依りて武藝を以て家業とし天下の武士をして競ふて其家人門客たらしめし時代に於ては、平氏は他の都の小貴族の子孫の如く多くは地方に散在して田舎の豪族たるを以て満足したり。さればこそ諸國の平氏も多くは源氏の家人となり、子孫相繼ぎて主從の誼を厚くしたりしなれ。

東鑑に三浦義明、自ら自己の家系を語り吾は源家累代の家人なりと云へり。而して三浦氏は平氏なり。獨り三浦氏のみならず、關東の平氏皆源氏の家人を以て稱せらる。尾張の長田莊司の如きも亦平氏を以て源氏の家人なりしは既に之を説きたり。保元物語に源爲朝が肥後國阿曾平四郎忠景の子三郎忠國の婿たりしことを記す。此阿曾平四郎忠景が東鑑の阿多平權守忠景たるべきは史家殆んど定論あり。

是れ九州の平氏も亦源氏の家人たるものありしを見るべきものなり。

當時若し平氏にして弓馬の家業を都に起し、武家の棟梁と稱するものありたらんには、諸國の平氏、何ぞ相率ゐて源氏の家人たること此の如くならんや。爲義、義朝以後の事迹を見るに源氏は其嫡流の名を以て諸國の支流を呼ぶときは諸國の支流も亦起つて之に應ずるもの多かりしに平氏に至つては其一門の勢力範圍は單に所謂伊勢平氏の一流に限り、諸國に散在する平氏は、其平氏たる理由を以てしては忠盛、清盛の盛衰興亡を見る殆んど胡越の相關せざるが如きものあり。

東鑑。平家物語。源平盛衰記等の記事を見よ。此事實は自ら明なり。

是れ平氏が其始に於ては源氏の如く武家の棟梁を以て天下に蒞むものなく、從て諸國に散在する一門は其年歴を経ること久しきに至つて祖先を同ふすてふ薄き血液の關係の外、何等の之を結合すべき紐帶なかりしことを證すべきものなり。されば平家物語の作者が謂ふ所の源平並に朝家に召し仕はるゝと云ふが如きは正しく源平氏の歴史的關係を説き得たるものに非ず、其實は平氏の朝家に用ひられて源氏と並び

稱せらるゝに至りしは當時より云へば寧ろ近世の事に屬すと謂ふべきものなり。源氏が藤原氏の爪牙となりて、武家の棟梁と稱し、都に時めきし時代には平氏は猶ほ地方の豪族たりしのみ。されど院政の始まりしに至て平氏の豪族中伊勢に住したるもの則ち所謂伊勢平氏は院の寵遇を蒙り、此に始めて頭を擡げて源氏と頡頏するの端を開くに至れり。蓋し源氏の興りしは實に藤原氏の庇護に依れり、而して平氏に至ては則ち身を院政の北面に起し、次第に武勳を立て重要な地歩を武人社會に占むるに至りたるものなり。斯くの如くにして院政は獨り藤原氏の專權に痛烈なる打撃を與へしのみならず、併せて其爪牙たりし源氏の兵權を分ちて之を伊勢平氏に與へたるものなりき。

(二) 院政と源平氏。(一)

白河天皇は源氏の勢力を識認し玉ひしかば嘗て其兵力に依頼するの傾向を示したま

ひしことなきに非りき。當時の傳説に依れば帝は永保元年（一〇八一年）皇太弟實仁親王の薨せらるゝに當りて先帝（後三條天皇）の遺詔に背き皇弟輔仁親王を立て、儲貳とせず、皇長子善仁親王を立て、皇太子とし玉ひしかば輔仁親王に心を寄せたるもの、中には或は危害を帝に加へんとしたるものなきに非りしを以て帝は常に戒心なきこと能はず、行幸毎に義家義綱をして竊かに駕に従つて警衛の任に當らしめ玉ひき。（參取源平盛衰記。愚管鈔）。帝は又夢魘を患ひたまひしとき、義家に敕して弓を獻せしめ以て妖を壓するの用に供し玉ひしことありき。（古事談）。されど是時に當りて源氏の武威は既に朝廷をして深き警誠を爲さしむるに足りしかば朝議は寧ろ其勢力を抑へんとするに傾きたりき。

源義光（義家の弟）嘗て藤原顯季と莊園を争ひしことあり。義光の申す所道理なく、顯季の申す所正しかりしかども白河法皇、久しく其の訴を決し給はざりしかば顯季も怪しく思ひけり。法皇、顯季に莊園の訟久しく決せず、汝之れを恨むかと

仰せらる。顯季因て義光非義の旨を申しけるに、法王は汝枉げて地を義光に與へよとのたまふ。顯季答へ奉る詞もなくありしに、法皇諭し玉けるは汝の知行は餘あり。たとへばかの一莊を失ふも、汝に於てはさばかりの損失にあらず。義光は所領多からず。僅に彼の莊を懸命の地とするにそを失はば彼に取りては眞に大事なるべし。汝宜しく之を彼に與ふべし。義光は畏ろしき武士なれば、汝を怨むことあらば汝の禍測るべからず。訴の曲直は朕善く之を知れりと雖も、今に至りて裁許の事なきは汝の身を愛するが爲めなりと仰す。顯季感泣して聖恩の辱きを謝し、私宅に歸りて義光を招き、争ふ所の莊園を與へしかば義光大に喜び名簿を書きて顯季に呈したり。後、顯季の出づるごとに必ず甲冑したる武士數人ありて、左右を警衛す。顯季、之を問へば、義光の郎等の由答へたり。顯季是に依りて倍す深く法皇の御恩を感じたりと云ふ。（以上十訓抄、古事談に依る）。源氏の跋扈、既に此の如し。其朝廷の警戒を促したるは言ふまでもなきことなり。

さればこそ寛治五年（一〇九一年）藤原實清、藤原則清が河内國の所領を争ひしより事起りて義家、義綱兄弟の争論となり、天下の大騒動とならんとしたりしとき、朝廷は五畿七道に詔し義家家兵の京師に入ること、及び諸國百姓の私田公驗を以て義家に寄附することを禁じ、辛ふじて戦塵の蝨下に起ることを止めたまひき（百鍊鈔）。當時源氏が其武人の棟梁たりし威を憑み諸國に於て専恣跋扈の勢ありしは源義親の事以て之を證するに足れり。義親は義家の長子なり。康和三年（一〇九三年）對馬守たりしとき、威を鎮西に揮ひ、土豪の間に鬪亂を生じたりしかば朝廷は之が征討の勅を發し玉へり。（百鍊鈔）。されど義親の暴威は年を越へて衰へざりき。因て明年（一一〇二年）に至りて義家より家人を遣りて其の入京を促したれとも義親至らず、且官使を殺したり。（中右記）。既にして彼は勅勘の罪免れ難きを知りたりけん、遂に伏罪したりしものと見へ其の年十月二十八日隱岐に流さるゝことに定まり九州より山陰道に向ひしもの、如し。（百鍊鈔に依る。義親一旦入京し、而る後流罪の事に定まりしか、九州より直に山陰道に向ひしが、當時の事情詳かならざるもの多し。）

されど出雲に止まりて遂に配所に至らざりき。（百鍊鈔に依る、中右記及び東鑑治承四年の文に據れば義親一旦隱岐に至りしもやがて逃れて出雲に至りた）彼の出雲に在るや依然として武威に誇り目代を殺し官物を掠めて敢て

憚る所あらざりき。（中右記）。當時の記録今日に存するもの多からざるを以て義親の罪状も其詳なるを知るを得ずと雖も當時日本國中源氏の家人と稱するもの甚だ多かりしかば義親蓋し此輩の力を假りて其横暴を逞ふし、私闘を好み朝憲を恐れざりし諸國の土豪も亦源氏の胄子たる義親の位置を利用し、其家人と稱して以て其相悪しきものと戦ひしならん歟。義親既に官使を殺すの大罪ありて朝廷之を誅する能はず、其死を宥して之を隱岐に流したるに彼れ朝憲を輕んじて配所に至らず、附近の武士其家人と稱して之を擁戴し、遂に目代を殺し官物を掠むるに至る。是豈西陲亦一個の將門を生じたるものに非ずや。彼が九州に在りて追討の勅譴を蒙りしより此に至りて正に七年、朝廷未だ嘗て一兵を出して之を討ちしを聞かざる所以のものは、武家の棟梁は則ち源氏にして、義親は則ち源氏嫡流の長子なるが故に之と戦つて成

功すべき他の兵力を求むる能はざりしが爲めに非ずや。是れ實に白河法皇院政の時なりとす。當時因幡守平正盛なるものあり。彼は平貞盛の子維衡の曾孫にして世々伊勢に住したる所謂伊勢平氏なるものなりき。(平氏系圖)。彼の傳記は詳ならず。されど彼が維衡以來伊勢に住し、其伊勢伊賀の二國に在りては門地高くして家道も亦富み、家子、郎等頗る多かりしは察し難からず。彼は恐らくは院の北面に出仕したる武士の一人たりしならん。斯くて彼は義親の出雲に在りて武威を揮ひ、何人も朝命を奉じて遠征に従事するもの無かりし時に方りて敢て進んで追討使の命を拜したりしが、(中右記)、其家人たる伊勢伊賀の住人を率ゐて其冒險なる遠征に赴き、義親の首を得てめでたく凱陣したり。正盛の義親征伐の事は中右記、百鍊鈔等に據る。保元物語に名を知らると。正盛の率ゐたる兵士が伊賀伊勢の住人たる其家兵たりしや知るべきなり。正盛が獲たる義親の首てふもの、眞僞に關しては當時固より異説なきに非りき。

正盛の義親を殺したりと云ふ年を隔つる九年の後即ち鳥羽天皇の永久五年(一一

一七年)に至りて越後に義親と稱する僧あり國人平永基を頼み居りし由聞へしを以て永基に之を捕送すべき由敕したまひき。(朝野群載)。それより六年の後同じ天皇の保安四年(一一二三年)又義親と稱するものありしかば前下野守源仲正之を捕へて京都に入りき。(百鍊鈔)。それより六年の後崇徳天皇の大治四年(一一二九年)又義親と稱するものあり入京したりしが鳥羽上皇之を前太政大臣藤原忠實の鴨院に置き玉ひ、其果して義親なりや否やの眞僞未だ決せざりし間に翌年(一一三〇年)檢非違使源光信の殺す所となりしかば光信は其罪に依りて配流せられたり。(百鍊鈔)。斯くの如くにして正盛の殺したる義親の眞僞は時人の疑ふ所なりき。思ふに源氏武士の棟梁として諸國に家人を有せし當時に於ては諸國の武士源氏の嫡子たる義親を庇護し、義親の名を詐りて他人の首を出し義親をして死を免れしめたるが如きことの有り得べき勢なるは勿論なり。されば正盛の獲たりし義親の首が眞のものなりや否やは今日と雖も史家の疑案たるべき歟。

されど兎も角も正盛は田舎の武士の出身を以てして能く武家の棟梁たりし源氏の胃子に勝つことを得たり。是實に久しく伊賀伊勢に蟄居したる所謂伊勢平氏が頭を都の政界に擡げ來たりたる第一歩なりき。

(三) 院政と源平氏。(二)

されど是時に方りて所謂伊勢平氏の勢力範圍は僅かに伊賀伊勢の二國に止まりしのみ。之を源氏が坂東諸國を根據としたるのみならず、他の日本全國の武士をして多く其門客家人と稱せしめたるに比すれば其力の大小強弱固より倫に非りき。而も源氏は其勢力範圍の餘りに大なりしと、武士の棟梁として天下に敵なき家柄なりしが爲めに、恰も藤原氏が其一門の掌中に政權を收め了ると共に一門中の兄弟叔姪各攝關の位置を争ひ、陰謀と内訌とに苦しみしが如く、源氏も亦兄弟叔姪の間に權力争を生じ家門の内争に心を勞し、新に生じたる競争者(平氏)の將來に注意するに隙なか

りき。盛んなるものは必ず衰ふ。蓋し源氏は賴信、賴義、義家三世、威を東國に立て、義家に至りて武人の棟梁たる勢力其絶頂に達したり。而して義家の晩年に至りて一家の内争を生じ始めて家運の衰微すべき徵候を顯はしたりき。則ち義家、義綱兄弟の相反目して將さに天下の大亂を引起さんとしたるが如き、義家の死後間もなく家督の争に依りて一門の大喧嘩を生じ兄弟叔姪相殺すの悲劇を見るに至りしが如き則ち是なり。

天仁元年(一一〇八年)義親平正盛の殺す所となりしかば義家は四男河内守源義忠を以て源氏の家督とし、義親の嫡子爲義を以て義忠の嫡子に備ふべく定めたり。斯くて其年義家は六十八歳を以て歿したりしが翌年(一一〇九年)に至り義忠は何人にか殺されたり。或は云ふ義家の弟義光竊に義忠の家士鹿島三郎に命じて之れを殺さしめたるものなりと。されど朝廷にては美濃守義綱の男義明及び瀧口藤原季方等の爲す所ならんと思召し、檢非違使源重時に勅して義明を討たしめ

たまへり。但し朝議始より此の如くなりしか、或は爲義等より訴へしに依りて朝廷にても義綱父子を疑ひたまひ追討の勅命を下されしか未だ詳ならず。いづれにするも義忠を殺したるは嫡流の位置を争はんとする一門中の野心あるものに相違なしとは時人の皆しか認めざるを得ざりし所ならん。斯くて義明は追討使の兵を蒙りて戦死したりしかば、義綱は其の冤を憤り都を出で、近江國甲賀山に據り東國の家人を招きて再び都に押寄せんとす。朝廷是に於て爲義(時に年十五)に命じて之を討たしめ玉へり。爲義近江に向ふに及んで義綱の軍大敗し、子息義弘、義俊、義仲、義範等皆自殺し、義綱は剃髮染衣の身となりて降參し佐渡に流されたり。而して義忠を殺したる陰謀の中心たりし義光は超然として其内争に關せず、それより十六年の後大治二年(一一二七年)七十三歳の長壽を以て歿したりき。源氏が嫡流を争ひて一門の内訌を生じたること此の如し。(參取百鍊鈔、尊卑分脈、保元物語)。

斯くて源氏が内訌に疲れて其將來の競争者たるべき平氏の運命に關して何等の警誡をもなさざりし間に、白河上皇の爛眼は早くも平氏の頼むべきを看破し玉ひ正盛及び其子忠盛を寵用し、忠盛に至りては最も厚き眷遇を蒙るに至れり。當時の傳説に依れば白河法皇は常に忠盛を召して禁内に侍衛せしめ玉ひしのみならず、(藤原伊通上書)、嘗て忠盛に「昔し小一條院(三條天皇皇子敦明親王)は源頼義を親近し、未だ嘗て側を去らしめたまはさざりき、汝も亦朕が身を離る、勿れ」と仰せられしことすらありきと云ふ。(古今著聞集)。加之法皇の甚だ忠盛を親ませたまひし状態を想像すべき物語は實に下の如きものを存す。

ふるき人の申しけるは清盛公はたゞ人にはあらず。誠には白河院の御子なり。その故は去ぬる永久の比ほひ、祇園女御とて幸人おはしましき。件の女房の住ひ所は東山の麓、祇園の邊にてぞありける。白河院はかしこへ御幸なる。或時殿上人一兩人、北面少々召し具して、忍の御幸ありしに、比は五月二十日あまり、また



宵の事なるに五月雨さへかきくれて、萬ものいふせかりける折節、件の女房の宿所近く御堂あり、御堂の片ほとりより光物こそ出でたれ。頭は銀の針を磨き立てたるやうにきらめき、片手には槌のやうなる物もち片手には光る物をぞ持ちたりける。是ぞまことの鬼と覺ゆる。手に持ちたるものは聞ゆる打出の小槌なるべし。如何せんとして君も大に騒がせおはします。其時忠盛北面の下臈にて供奉せられたりけるを御前へ召して、此中には汝があるらん。あの者射て殺し、斬も留めなんやと仰せければ、畏り承りて歩み向ふ。忠盛内々思ひけるは此者さして猛き者とは見え思ふに狐狸のしわざにてぞあるらん、是を射て殺し、斬も止めたらんにはむげに念なからまじ。同じくは生擒にせんと思ひて歩み向ふ。とばかりありては、さつとは光り、とばかりありてはさつとは光り、二三度しけるを、忠盛走り寄りてむづと組む。くまれてこは如何にとさはぐ。變化の物にてはなかりけり人にてぞ候ひける。其時上下手に手に火を燃して、是を御覽じ見給ふに六十ばかり

りの法師なり。たとへば御堂のせうじ法師にてありけるか、佛に燈明を參らせんとて、片手には手瓶といふものに油を入れて持ち片手には土器に火を入れてぞ持ちたりける。雨はゐにねてふる。ぬれじとて、小麥のからを引き結びて被ぎたりけるが、土器の火に輝きて偏に白銀の針の如くには見えけるなり。事の體一々次第に顯れぬ。是れを射て殺し、切りも止めたらんにはいかに念なからまし。忠盛がふるまひこそ誠に思慮深けれ、弓矢取りはやさしかりけるものかなとて、さしも御最愛と聞えし祇園女御を忠盛にこそ下されけれ。この女御孕み給へり。生めらん子女子ならば朕が子にせん、男子ならば忠盛取りて、弓矢取りに仕立てよとぞ仰せける。則ち男をうめり。事にふれては披露せざりけれども内々はもてなしけり。此の事いかにもして奏せばやと思はれけれども、然るべき便宜もなかりけるが或時白川の院熊野へ御幸なる、紀伊の國系が坂といふ所に、御輿かきすするさせ、暫く御休息ありけり。その時忠盛、藪にいくらもありけるぬかごを袖にもり入れ、

御前へ参りかしこまりて、

いもが子ははふほどにこそなりにけれ

と申されたりければ、院やがて御心得ありて、

たゞもりとりてやしなひにせよ

とぞ附けさせまし／＼ける。さてこそ我子とはもてなされけれ。此若宮あまりに夜泣をし給ひしかば院きこしめして、一首の御詠を遊ばしてぞ下されける。

夜なきすとたゞもり立てよ末の世に

清く榮ふることこそあれ。

それよりしてこそ清盛とは名のられけれ。(平家物語)、

是れ固より當時の小説たるに過ぎずと雖も、而かも忠盛が北面の武士を以て白河法皇の寵遇を得たるの事實は實に此の如き小説をすら生み出したるなり。忠盛の白河法皇より若きこと正に四十三歳

(忠盛の年は平家物語に依り、法皇の御齡は中右記等に依りて算出す。)

其寵遇を蒙りしこと

の院政の晩年に在りし知るべし。則ち白河法皇は其御在位の當時及び其院政の初に於ては義家、義綱の如き源氏に依頼するの傾向を示し玉ひしかども其院政の晩年に至ては新たに武功を立てたりし伊勢平氏(正盛父子)を偏寵し、殊に忠盛の武勇に依頼し玉ふこと厚かりしなり。傳説は又語るらく、法皇嘗て救して殺生を禁じ玉ひしに忠盛の家人加藤成家なるものありて此禁を犯し鷹を養て鳥を捕へたり。乃ち檢非違使の廳に召して之を鞫問するに、某は忠盛の家人なり、毎日群鳥を捕へ女御の供御に參らせよ、若し懈怠あらんには重科に處すべき由主命を蒙りて候。凡そ源平氏の家法に重科と申すは首を失ふことにて候。某誠に愚かなる下薦なれども朝廷の嚴制を知らざるにては候はず。但し朝命を犯すも其刑は禁獄、流罪にはよも過ぎじ、源平の家の定め違ひ候はんには死刑を免れ難く候。某唯だ命活きんとのみ存じ候ひしかば朝禁を破りたるにて候ひきと申したり。法皇此由を聞きて笑はせ玉ひ、かかるしれ者は唯だ放ち遣りねと仰せられしと云ふ。(古事談)。法皇の忠盛を寵し、其

家人の罪を寛假したまひし御有様は此傳説にも現はれたり。尋で白河法皇崩じ、鳥羽上皇政を院中に決し玉ふに及んで忠盛の皇室に於ける寵遇は寧ろ増すとも減せざりき。是より先き白河法皇の時、北面爲忠といふもの昇殿を許されたり。忠盛之を羨むに堪へず、一首の歌を詠じける。

おもひきや雲井の月をよそに見て

心のやみに迷ふべしとは。(金葉和歌集)。

白河法皇の眷寵を以てしても高祖經衡以來伊勢に蟄居し、官位は諸國の受領に過ぎず、久しく殿上の仙籍を許るされざりし伊勢平氏に舊例故格を破りて昇殿を許し玉ふこと能はざりしなり。されど鳥羽天皇の院中に政を聽き玉ひし長承元年(一一三二年)に至りて忠盛は其得長壽院造進の功に依りて但馬守となり、更に刑部卿に遷り、内の昇殿を許されき。(平家物語)。是に於て乎、伊勢平氏は復た昔の田舎武士に非ず、源氏に並んで朝廷の信任厚き武家となり、諸國の武士の馬を其門に繋ぐもの

漸く多く、此に始めて都門に於て源平對立の狀を見るに至れり。

(四) 院政と源平氏。(三)

以上の事實は源氏が藤原氏の爪牙となりて其家を興し、平氏が院の北面より其兵威を樹てたるを明かにす。思ふに我皇室は藤原氏の勢力ある所以の秘密を看破し、院の北面に武士を置くの策を立て尋で伊勢平氏の用うべきを見て大に之を寵用し、依て以て源氏を抑へんとしたまひしものなるべし。斯くて源氏は武家棟梁としての恐るべき競争者が、彼等の内訌に其の勢力を消磨しつゝありし間に於て、院政の羽翼中に成長したるを見て意外の感なき能はざりしならん。而して院政の傾向は倍す伊勢平氏を寵用するもの、如く、鳥羽天皇の院政時代に於ては源氏は遂に其の官階に於て平氏に後れ、大に其久しく獨占したりし武家棟梁の面目を下ぐるに至りき。當時義家の後を承けて源氏の家督たりし源爲義は永久六年(一一一三年)十八歳にて左

衛門尉となり、保安四年(一一二三年)二十八歳にて檢非違使五位尉となりたりき。されど彼の官階は此に止りて、それより上に進むこと無かりき。傳説に依れば彼は陸奥守たらんと欲し中納言中御門家成に就て竊に天機を伺へり。されど朝議は賴義此受領に任じて賴時貞任の亂あり。義家之に任じて武衡、家衡の事あり。爲義にして若し之に任せば或は基衡と戦を開き天下の亂を招くことあるべしとて終に之を許し給はざりしかば爲義も亦自餘の國司に任じて何かはせんとて年老ゆるまで受領もせず地下の檢非違使たるに甘んじたりと云ふ。(保元物語)。之れを賴義、義家が四位に上り昇殿を許されしに比すれば朝廷の源氏を待つ今昔冷暖の差何ぞ甚しきや。源氏が此の如くにして寧ろ朝恩の薄きを歎きつゝありしに反し伊勢平氏は忠盛、既に刑部卿となりて内の昇殿を許されしのみならず、保延元年(一一三五年)忠盛の長子清盛は十八歳の少年を以て海賊退治の功に依り從四位上に上り、四位の兵衛佐と稱し、(參取平家物語、公卿補任)。久安二年(一一四六年)二十九歳にして正四位下に

進み安藝守に任じ世をして其異例の寵遇に驚かしめたり。(公卿補任に據る、平家物語には清盛の昇進は武人には珍らしき例にて、かゝることは其頃にては華族の人にこそ見るべき例なりと時人の言ひし由を記せり。)加るに平氏は忠盛以來數ば海賊退治の功を中國九州に立てたるを以て、地方の武士漸く其武威に靡き、好んで家人と稱するものを生じ、次第に其兵力を増加し、遂に源氏をして武家の棟梁たる獨占の位置を失はしめたり。

(五) 院政と源平氏。(四)

平氏の海賊退治は日本歴史の研究に於て最も興味ある問題なり。そは是れ最も善く東北の日本と、西南の日本との差異を説明し、従つて源平氏の勢力消長に關する傳説の秘密を開くべき鍵となるものなればなり。我讀者は源平合戦の當時に於て西南の日本には兵船を所有する多數の土豪ありしを知らん。則ち紀伊の熊野別當の如き、阿波の民部大輔田口成良の如き、伊豫の河野四郎の如き、豊後の緒方三郎惟義

の如き、共に兵船の多きを以て當時に知られたるものなりき。(參取平家物語、源平盛衰記)。彼等は東北の豪族が兵馬の強きを以て其の地方に誇りしが如く兵船の多きを以て威を其海上に振ひたりき。而して此の如き海上の勇者は、恰も陸上の勇者たる東北の豪族が其横暴の行爲に依りて時として中央政府を威嚇し征討軍を出すの已むを得ざるを感せしめたるが如く、數ば居民を劫掠し、行旅を殺戮し、貢賦の通路を絶ち、中央政府をして甚しき苦痛を感せしめたりき。藤原純友の如きは則ち其の著しき一例にして、彼れは將門が陸上の勇者として中央政府を畏嚇したるが如く、海上の勇者として中央政府を威嚇したるものなり。

傳説に依れば純友は筑前守太宰少貳藤原良範の子にして伊豫掾たり。承平年間(九三一年—九三七年)海賊追捕の宣旨を蒙り功ありしが將門の亂起るに及んで兵船を率ゐて日振島に據り、亂を作せしと云ふ。(參取尊卑分脈、外記日記、扶桑略記)。思ふに彼も亦父祖が都の貴族にして地方官たりし緣故に依りて地方に住居し、兵

船を有して田舎に威ありしものならん。朝廷が始めに彼を海賊退治に用ひ給ひしは其兵船に待つ所ありしが爲めなりと思はる。既にして純友は其兵力に因りて海賊を退治したる後、自ら海島に據りて南海四州を押領し、瀬戸内海を往來する官物を掠奪し、遂に天兵を招くに至れるが如し。扶桑略記の記す所に依れば純友の敗北は其次將たりし藤原恒利の分離に本づくもの、如し。且純友征伐に大功ありし征討軍の判官藤原慶幸、同じ主典大藏春實は共に九州北方の豪族たりしと思はる。そは慶幸の後は肥前の豪族となり、春實の後は筑前の菊池氏原田氏となりしと猶ほ東方の豪族が貞盛、秀郷の後多きが如くなるに依りて察せらる。加之徳川氏の時にも九州諸侯の中にて有馬、大村の二氏は純友の子孫なりてふ傳説の存したるに依るも、純友征伐が將門征伐と同じく、中央政府の兵力に依りてよりも、寧ろ多く地方豪族の海軍力(兵船の力)に依りて治安を恢復したるものにして日本の西南に於ては一個の海軍力たりし純友の家も此遠征の爲めに亡びず、海上の勇者が

兵船を蓄へて各一海面に雄視したる状態は此遠征ありしが爲に些少の變化を來さざりしを見るに足る。

斯くて瀬戸内海及び四國九州沿海の豪族は各多少の兵船を有し、或は其時代には珍しからざる私闘に従事して小さき海上權の擴張に従事し時としては官物を掠奪して所謂海賊を働き朝命を輕んじたりしかば西南の日本は常に之を患としたりき。東北は既に事實上中央政府の手を離れんとしたるに今や交通の便を有し昔より中央政府に従順なりし西南も亦海賊の恐怖に依りて貢賦を輸せざるものとならんとす。院政時代に於て朝廷が伊勢平氏の兵力に依頼し専ら海賊退治に従事せしめ、伊勢平氏も亦喜んで朝命を奉じ其遠征に赴きたるものは是れ正に時代の必要に應じたるものにして伊勢平氏が時代の寵兒たりし一原因は蓋し此に在り。思ふに伊勢平氏が好んで海上の戰爭に赴き、功を海賊退治に樹てたる其の原因は實に伊勢の地理に關するもの多かりしに似たり。伊勢は東海道中に在りては當時の意義に於て稍や海軍力を樹

て得べき天然の恩恵を有す。則ち其廣き伊勢灣を有したるが如き、其海上に突出したる志摩半島及び沿海の諸島が風を避け船を泊するの便利を有せしが如き是なり。清盛は嘗て伊勢の安濃津より舟にて熊野に至りしとありき。僧文覺の流さるゝや、嘗て安濃津より舟を發し天龍灘を横ざりて伊豆に達したるこありき。(源平盛衰記)。史料の今日に存するもの少きが故に我等は伊勢の土豪が當時如何なる程度まで海上生活の趣味を解し、如何なる程度まで兵船を蓄へ、如何なる程度まで威を海上に揮ひしやを詳にする能はずと雖も、而も伊勢と熊野とは相接し、而して熊野が當時に於て一個の海上權たりしこと、此の如き海上權に接近したる豪族にして兵船を有せざるときは殆んど常に隣人の好餌たるを免れざるべきが故に伊勢の豪族も亦た生存競争上自ら兵船を蓄へ海戰に慣れしものあるべしと思はるゝこと、及び後世に至りて志摩の九鬼氏が家を熊野八庄司の族より起し、海軍力を以て一方に雄視し、織田信長の石山本願寺攻に於て伊勢の海軍を率ゐて、瀬戸内海の家軍と大坂灣に奮戦したり

しこと等を綜合すれば當時伊勢が東國中に在りて唯一個の兵船の國たりしは察し難からざるに似たり。且清盛其人の趣好も亦其成長したる國が海上の興味多かりしものなりしを暗示するもの、如し。(清盛の事は後章に之を詳にす。九鬼氏の事は藩翰譜に據る)伊勢は此の如き地理の暗示を有す。而して正盛、忠盛、清盛に従ひて海賊退治の事に従ひしものは多くは伊賀、伊勢の住人たり。此理由に依りて我等はたとひ具體的に其事實を説明する能はざるも猶ほ伊勢の地理が平氏の海軍力に關係すること多かりしを察し得るなり。斯くて平氏は其兵力に依りて久しく西南の日本が憂ふる所たりし海賊の横行を止むるを得たり。

左表は忠盛以來平氏の海賊退治に關するものを摘記す。

大治四年(一一二九年)二月山陽、南海二道海賊起る。白河法皇、忠盛に勅して之を捕へしむ。(朝野群載)。

保延元年(一一三五年)。四月八日西海海賊頻りに起り貢調多く滯るを以て忠

盛に敕し海賊を討つ。(百鍊鈔)。八月十九日忠盛海賊三十餘人を獲て入京す。

(長秋記)。

斯くて平氏の武威漸く盛んなるに及んで中央政府は復た海賊の爲めに其神經を刺激せらるゝこと無かりき。是れ實に院政が平氏を寵用したる結果にして、而して平氏は此理由に依りて更に皇室の眷愛を増したるのみならず、其武威の爲めに西南の日本に多く其家人郎等と稱するものを増したりき。則ち保元平治の當時に於て武士の源平氏に分屬せしものを見れば、義朝の從兵は

近江。美濃。尾張。三河。遠江。駿河。伊豆。相模。安房。武藏。上總。下總。常陸。上野。下野。甲斐。信濃の住人

にして清盛の郎等は

伊賀。伊勢。河内。和泉。紀伊。讃岐。備前。備中及び九州の住人なりしを見る。(參取保元物語。平治物語)。之を要するに東の日本は既に所謂清和

源氏の勢力範囲たり、西南の日本は漸く伊勢平氏のものたらんとし、源平二氏の對立は稍や完全の度に達したるもの、如し。

(六) 源爲朝の事。

されど源氏は必しも西南地方に於て無勢力なりしには非ず。爲義の八男爲朝が仁平元年(一一五一年)十三歳の少年を以て九州に下り、豊後國の住人尾張權守家遠、薩摩國の住人阿多平四郎忠景等を味方とし、菊池原田松浦等の豪族と戦ひ、十三歳の末より十五歳の十月まで大事の軍をすること二十餘度、城を落すこと數十ヶ所、三年の間に諸豪を征服し、自ら九國の總追捕使と稱し、遂に當時九州に在りては勢力並び無かりし香椎社の大宮司と衝突し仁平三年(一一五三年)其訴に依りて彼を召し進すべき由爲義に朝命あり。爲朝の肯じて來らざりしを以て久壽元年(一一五五年)爲義之に坐して官を奪はれしも、爲朝猶至らず、翌年(一一五六年)遂に宣旨を以て與力

の輩を遏め玉ひしを見れば當時九州地方には猶ほ源氏の家人と稱し、其威力を假りて郷曲に誇らんとするものありしを見るべし。(參取保元物語、百鍊鈔、臺記、歷代鎮西要略)。且爲義の子の近畿及び西南地方に居りしものは獨り爲朝に限らず、爲宗は丹波の冠者と稱し、爲家は淡路の冠者と稱し、爲義の女は或は熊野別當の子となり、或は住吉の神主に養はれたり。(源平盛衰記、保元物語等)。源氏が獨り東國の武士を統率するを以て足れりとするものに非りしや知るべきなり。されど概して之を言へば源氏の勢力は實に東國に限られたり。西南地方の土豪は數ば源氏の公子を擁して其旗の下に勢力を集めんとしたり。源義親は嘗て之が爲めに起てり、されど彼は朝譴を蒙りて遂に源氏の根帯を其地方に植る能はざりき。爲朝も亦同じ理由に依りて九州を騒がし、一たびはその總追捕使とさへ自稱したりき。されど彼も亦朝譴を蒙りて都に出で保元の亂に加はりて海島に貶せられしかば九州は頼朝の時に至るまで源氏の勢力範囲と稱すること能はざる情態に在りき。保元の亂爲義が崇徳上皇



の召に應ずるや、彼は言ひき、東國は頼義、義家が時より爲義に従はぬもの候はずと。(愚管抄)。彼は又皇輿を關東に奉じ足柄、箱根の險を扼し八州の家人を集めて徐ろに天下の變を待つべきの議を建てたりき。而して其軍の敗るゝや、東國に奔りて再舉を謀らんとし、其諸子と共に進退を議するや爲朝は勸むるに關東に赴き後圖を爲すべきを以てせり。(保元物語)。當時源氏の勢力範圍にして其東北に及びたるが如く西南に及びたらんには爲義父子が關東に戀々たること何ぞ是に至らんや。然らば則ち義親、爲朝の威を西南の日本に立てたるは一時的の現象にして恒久の現象に非ず、源氏の勢力は依然として獨り東國に在りしと謂つべきなり。

爲朝が九州に於て根據としたる所は豊後國にして、頼朝が九州に於て其分國として管理したりしも亦豊後なり。思ふに豊後は九州の中にも昔より源氏の家人たるもの多く、従つて源氏には縁故多かりし地なるべき歟。

## 第七章

### 保元の亂。

#### (一) 藤原氏の内訌と院政。

我等が道長論に於て説きたるが如く藤原氏は他姓の競争を排し、政權を一門に集め得たると同時に同族間の權力争を生じたり。兼通兄弟の相悪しかりしが如き、伊周道長の相執つて降らざりしが如き則ち是なり。幸にして道長、英雄の資を以て善く競争者を壓し、將さに分裂せんとしたる諸藤の勢力を合し以て一門の榮華を誇るを得たりしと雖も、(道長論)而も道長の死すると共に一門の内訌は再び藤原氏を悩ましたり。世に傳ふ。後冷泉天皇の治暦三年(一〇六七年)頼通の關白を罷むるや其意實に之を長子師實に傳へんと欲するに在り。密に之を上東門院

諱彰子道長の長女にして一條天皇の中宮なり、賢明の聞あり、後冷泉天

皇特に之を崇奉し玉ひき。に啓したれども院は道長の宿志に非るを以て其言を聴くべからずとし手書を天皇に致し申さる、旨ありしかば、天皇則ち賴通の弟教通をして關白たらしめ、他日を待つて之を師實に傳ふることを約せしめたまへり。斯くて教通は治曆四年(一〇六八年)四月十六日を以て關白となれり。賴通は教通が約の如く、何時か關白の職を我子に譲るの日あるべしと期待したりしも教通は久しく職を其姪に與ふるの意を示さざりしかば賴通遂に堪ゆること能はず、教通に向ひ卿宜しく昔の約を踐むべし、吾既に老ひぬ我子の關白たるを見ば以て瞑すべしと説くに至りぬ。されど教通は冷然たりき。彼は言ひき、是れ人臣の私議すべき所に非ずと。賴通は此素氣なき弟の挨拶を聞き、心中不快に堪へず、白河天皇承保元年(一〇七四年)の春、八十三歳の老齡を以て空しく恨を飲んで死せり。翌年(一〇七五年)教通も亦七十三歳を以て歿す。教通の病に寝ぬるや子信長をして關白を襲はしめんと欲し上表して之を請ひしに、帝は之を聽し玉へり。師實は當時左大臣たりしが叔父が約に背きて關白職を己に

讓らざるを怨みたり。帝の中宮を賢子と云ふ、師實の女なり。帝偶々中宮に至る。中宮時に髪を梳りたまひしが涙墮ちて席を濕せり。帝怪んで之を詰る。中宮曰く左府、陛下の信長をして關白たらしめんと欲するを聞きて、憂愧に堪へず、遁世の志切なりと聞く、若し然らんには妾も亦君王と永訣せざるべからずと。此一語は大に帝を動かしたり。帝は是に於て教通の遺表ありしに係はらず、俄に職事に命じ、教通の歿後二十日を隔て師實をして關白たらしめたりと云ふ。古事談、榮華物語に據る 藤原氏の兄弟叔姪が互に權を争ひて動もすれば相悪まんとするの勢ありしこと見るべきなり。而して此情弊は院政の時代に至りて特に甚しく、前關白藤原忠實が其長子關白頼通を惡み、其少子左大臣頼長を愛し、院と内裏と各此内訌に關係し、相助け相排して宮中より外廷に至るまで滿朝悉く黨争の渦中に加はりしに至て蓋し其絶頂に達したり。其事情は下の如くなりき。後白河法皇政を院中に聴き玉ひし鳥羽天皇の保安元年(一一二〇年)時の關白たりし藤原忠實は上皇の怒に觸れて内覽太政官文書を

停められ、尋て翌年(一一二一年)に至りて内覽を復したれども間もなく關白を罷めて宇治に閑居したり。(公卿補任、今鏡)。關白が帝意に違ひたるが爲めに辭表の已むべからざるに至りしが如きは藤原氏の歴史に於ては稀有の例にして院政時代に於ける院の御威勢が如何に強かりしかを反映するものなり。我等をして當時の事情を詳にせしめんが爲めに更に少しく此事件の内容を語らしめよ。忠實が法皇に惡まれしは實に一個の戀物語を基礎とす。是より先き法皇は嘗て忠實の女秦子を當今(鳥羽天皇)の宮中に納れんと思召し、旨を忠實に諭し玉り。されど忠實は當今の少年にして荒々しき御行儀あり、瀧口の顔に小弓の矢射たてさせなどし給ひしことありと聞きしかば、其愛女の將來を懸念し堅く之を辭したり。法皇則ち兼て忠實の子、忠通に妻あはせんとして宮中に養ひたまひし藤原公實の女璋子を納れ當今の女御とし忠實が傲慢にして其女を天皇に納れざるに復讐し玉へり。既にして鳥羽天皇は年の長ずると共に大人しくならせ玉ひしかば忠實は秦子を其宮に納れざりしを悔ひ、法皇の熊

野詣したまひし御留守の隙を窺ひ、秦子と天皇の間を取持ち、其入内の事を計り、奩裝既に成れり。秦子と天皇との戀が單に忠實の愆愆に成りしや、若しは當時の慣習の如く天皇より艶書を秦子に贈り玉ひ、秦子の心天皇の爲めに動き、其父をして入内を計るに至らしめたるやは固より詳ならず。されど當時天皇の御年十八にして秦子は既に二十六歳なりしこと、秦子の年齢は  
實記に據る。此御縁談の破れしより正に十年、秦子は婦人として既に初老と謂つべき三十五歳まで依然として獨身の生活を續け、天皇は御祖父法皇崩御の後、此初老の婦人をも厭はせられず之を宮中に召し玉ひしことに依て之を察するに此御二方の間は尋常ならぬ情ありと察し參らすべき理由あり。斯くて入内の御契約は成りぬ。秦子はめでたく宮中に入らんとしたるに法皇熊野より還幸あり、此様子を聞きて大にむづからせ玉ひ忠實を以て幼主を誑きて權勢を貪らんとするものなりとし、直ちに其の約を破り剩へ忠實の内覽を停め玉へり。(愚管鈔)。讀者是に於て乎、正に知るべし。此婚姻の破れたるは實に院と内との並立つ

に因ることを。若し讓位の天子は政務に關すること無かりし昔の例を以てせば白河法皇英雄なりと雖も何ぞ當帝の御婚儀に干涉し、強て其濃き戀中を割くを得んや。唯だ夫れ大小の政事悉く院中に出でしを以て正しく在位の天皇と雖も其婚姻を妨げらるゝことを免れざりしなり。物の因果は意外の現象を生ず。當時の新制度たりし院政の結果は皇室攝家の戀物語にまで影響したること此の如し。加之白河法皇は忠實を退くると共に特命を以て其子忠通を關白とし玉へり。藤原氏は久しく攝關及び内覽の職を以て傳家の遺産の如くし、其父子兄弟授受の間一家の私禮あること猶ほ其秘書、莊園を讓るが如くなりしかば、忠通が白河法皇の特命に依りて關白たりしは實に此例を破りたるものなり。(愚管鈔)。夫れ常人の家に於ても他人の干涉に依りて強て其父を退隱せしめ、其父の諾否を問はずして其の子を主人たらしめたる場合に在りては父子の親が常の如くなる能はざるは人情の免れざる所なりとす。忠實の忠通を疎んずるに至りたる必しも理由なきに非るなり。是れ院政は皇室の戀を破壊

したるなみならず、又藤原氏の父子をして相疎からしめたるものなり。斯くて白河法皇、御在世の間、忠實は宇治に籠居し、空しく歲月の蹉跎たるを歎じたり。忠實嘗て歌を作て曰く

さほかはのながれたえせぬ身なれども、

うきせにあひて、しづみぬる哉。(今鏡)

彼の不平や知るべきなり。斯くて八年の星霜は過ぎ、崇徳天皇大治四年(一二二九年)七月白河法皇は崩じ、鳥羽上皇政を院中に聽き玉ふ。(今鏡、保元物語)。是れ忠實が再び世に出づべき好機會なりき。當時忠實年五十六、身體健康にして精力一身に充實し、其の才猶ほ用ふるに足りき。加ふるに其の女泰子は鳥羽上皇の戀人なり、彼も亦始めより鳥羽上皇の喜ぶ所なり、是に於てか法皇の崩後、間も無く泰子は宮に入りて宿昔の戀を成就し、彼は長承元年(一二三二年)を以て再び内覽の宣旨を蒙りき。(公卿補任)。忠通既に子を以て關白、内覽たり、忠實乃ち父を以て前關白内

覽たらんとす、是れ天下の政令二途に出づるものに非ずや。幸にして忠通の温厚にして世故に練達せるが爲に善く隱忍して争はず、以て事なきを得たりと雖も、斯の如き不自然なる状態が何等かの異變を政界に生ずべきは言ふまでもなきことなりき。既にして忠實は其少子頼長の長するに及んで之を偏寵し忠通をして關白職を頼長に譲らしめたりしより此關係は更に複雑となり、終に天下の亂を招くに至れり。

(二) 藤原頼長論。

藤原頼長は院政の時代が生みたる代表的人物の一人にして彼の性格は史家の興味を以て研究すべき問題なり。彼は他の藤原氏の父子が當時の貴族的藝術たる詩歌管絃を好みしに反し、寧ろ經世實用の學を好みたり。彼れは源氏物語の語れる如く當時の公子王孫が好んで色を漁し、美人を追求したりしに反し、心を經術に用ひ閑あれば則ち書を讀みき。彼は讀書を愛好する點に於ては所謂書に淫すと云ふべきものな

りき。彼は嘗て南史を涉獵せんと欲し飲食、沐浴の時間を以て書生五人をして其綱要を説かしめて之を聽きたり。彼は又嘗て春日社に詣でしときすら舟中に於て類聚三代格を閲したり。彼は好んで書籍を購求し、其書庫には東西各架を設け、名づけて陰棚、陽棚と云ひ、經、史、雜記、本朝の四部を分ちたるのみならず。其書籍は手づから寫したるもの多かりき。(臺記)。彼の父忠實は其乾鈔十卷を選述したる讀書子たりしのみならず、(仁和寺書籍目錄)、彼の兄忠通も亦文學に富みたりき。殊に忠通の和歌に至りては之を専門作者の集中に列するも亦遜色なきものなりき。則ち

わたのはら。こぎいで、見れば、久かたの

雲井にまがふ おきつしらなみ。

よしの山。みねのさくらや、さきぬらん

ふもとの里に 匂ふ春かせ。

と云ふが如き眞に後人をして一讀三歎せしむるに足るものあり。(今鏡)。されど忠實忠通父子兄弟の間に於てその博聞強記、朝章に明かにして、典故に通ずるものを求むれば實に頼長を推して第一なりとせざるを得ず。彼は自己が當時に在りて第一流の學者たりしが如く、當時の人才に對して熱き同情を有したり。彼は藤原通憲の志を當世に得ざるを憤りて薙髮せんと欲するを見て深く其の不運を憐み、卿が絶代の高才にして、而も世に識られず、坎壈此に至るは我が常に朝廷の爲に耻づる所なり、卿にして若し世を遁るれば、誰か復た自ら勵むものあらんや。是れ天、我國を亡ぼすものなりと云ひしかば通憲は頼長の此同情に對して感激し、某薄命にして官途達せず今將さに世を遁れんとす、某の恐る、所は人或は某の故を以て、才あるものは天反つて之れを助けずとなし、爲めに學を廢するに至るものあらんこと是なり、明公も亦學を好むものなり、願くば學問の爲めに勉むる所あれと云ひ、因て相對して泣きたりと云ふ。是れ頼長が自ら其の日記に記す所なり。(臺記)。通憲は所謂少

納言入道信西なるものにして儒門より出で、政治の樞機に參したる菅原道實以後の一人なり。頼長が獨り人才を愛するの同情あるのみならず、人才を鑑識するの才に於ても尋常ならざるものありしは此一事を以て之を察するに足れり。彼は初め母の賤しきを以て其父の寵する所とならざりき。されど彼は年少より早く其英才を露はせり。彼は其成長すると共に九經を誦習し、管絃に鍛鍊し、當時の公卿が有すべき藝術に於ては早くも其堪能を現はしたるのみならず、酒を飲まず、遊戯を事とせず、獨り讀書を専らにし遂に和漢の才に秀でたる日本第一の學生と稱せらるゝに至りしかば忠實は其始の冷淡なりしに反して深く之を愛し、忠通に繼ぎて關白たらしめんと欲するに至りき。(參取古今著聞集、愚管鈔)。されど彼は當時の朝廷に在りて關白となり百官を統率せんには多くの弱點を有したりき。此點に於て彼は其兄の忠通とは全く品性を殊にしたりき。忠通は人と爲り寛厚にして容易に喜怒を形はさざりき。(今鏡)。彼嘗て詩を作りて曰く、「官祿身に餘りて世をてらすと雖も、素閑、性

にうけて權をあらそはず」と。(今鏡)。彼は必しも此詩に現はれたるが如き權勢に冷淡なるものには非りき。何となれば彼が白河法皇の特命を以て關白たりしとき、法皇も始めは彼を以て門閥の子に過ぎずと見侮り玉ひしに、彼は關白の命を受たると共に白河院の陣中に他人の舍を假りて寓し、參内には諸臣に先ちて參り、法皇より世の中、政務の先例など仰せ合はざる、に一度もとゞこほることなかりしてふ傳説に依るも彼が意地強くして、自己の責任を人に委して顧みず、若しは自己の權利を他人に蹂躪せられて争はざるが如き世の所謂好人物に非りしは明白なる事實なればなり。(愚管抄)。されど彼は此強き意思を包むに温厚なる外貌を以てせり。彼は其の外貌より云へば一個の品高き多藝なる貴公子なりき。忠通の人と爲り實に此の如し。而して頼長は之に反す。彼は日本最高の貴族の家に生まれたる貴公子に相應する美貌を有したりしかども、其性質は嚴勵深刻にして貴族の通有性とも云ふべき温和寛厚の徳を缺きたり。彼は朝會の時、諸卿の遲參するもの、若しは己と意見の合はざるも

のあれば或は之を論殺し、或は之を摧辱し、時としては激怒を發して其第を焚きしことすらありき。(保元物語)。彼は直情徑行なりき。彼は其感情の火に灰を蔽ふの術を解せざりき。彼は自ら其性急なるを知りて、自ら苦しみき。(臺記)。されど彼は必しも獨り是とするものには非りき。彼は數ば怒ると共に數ば悔ひたりき。傳説は彼の人と爲りを下の如く語りたり。曰く。

仁義禮智信を正しくし、賞罰勳功を分け、政務をきりとをにして上下の善惡を糾されければ、時の人惡左大臣とぞ申ける。諸人簡様に恐れ奉りしかども眞實の御心向は極てうるはしくおはしまし、あやしの舍人、牛飼なんども、御勘當を蒙る時、道理をたて申せば、細々と聞召て罪なければ御後悔ありき。又禁中陣頭に於て公事を行はせ給ふとき、外記官吏等諫めさせ給ふに、あやまたず次第を辨申せば、我辭事ひがことと思召す時は忽に折させ給て、御怠狀を遊はして彼等にたまふ。恐れをなして給はらざる時は我好思召怠狀也。只給り候へ、一の上の怠狀を、以下の

臣下取傳ふる事、家の面目にあらずやと仰られければ畏て賜りけるとかや。(保元物語)

彼は其硬くして粗き外皮に包むに此の如き正直なる熱情を以てしたり。彼を惡むものは彼を以て腹あしく、萬にきはどき人にして、君の御後見などにならば天下を損すべきものなりと云ひたりき。(愚管鈔)。されど彼は其心に詐あるには非りき。彼は正直にして涙ある人なりき。而も彼は終に宰相の器に非ず。彼は到底一個の學究に過ぎざりき。彼は博聞を以て自負したりき。(愚管鈔)。彼は強記なりき。(愚管鈔)。彼は詩歌に巧なるを以て國家に益なき小技なりとしたりしかども所謂經世實用の學も其机上の空論、書齋の研究たるに過ぎざる間は均しく國家に益なきものなるを知らざりき。(臺記)。信西入道はさすがに早く彼が其誇學を以て生涯を過らんことを豫察し、彼を諷する所ありき。傳説は當時の事を下の如く語れり。曰く

此左府いまだ弱冠の御時、仙洞にて通憲入道と御物語の次に入道攝家の御身は、

朝家の御鑑にておはしませば御學文あるべき由勸申けり。これに依て信西を師として讀書有て螢雪の功をぞ勵給ひける。其後左府御病氣の由聞へしかば入道訪とらひの爲に、宇治殿へぞ參たりける。聊御心地宜くおはしませしかば臥ながら文談し給ひけるに、龜トと易トの淺深を論じ給ひけり。左府龜ト深しと宣へば、通憲易ト深しと申に依て御問答事廣く成て良久し。互に多くの文を引、數多の文を開給へり。入道終に負奉りて今は御才學既に朝に餘らせおはします、此後は御學問あるべからず、若猶せさせ給はゞ御身の祟たかりとなるべしと申て出にけり。(保元物語)。頼長の好學は既に脩養より一轉して病癖となりしものなり。信西は善く之を知れり。故に彼は其好學の終に彼の祟を爲すべきことを説きて之を諷したり。されど此諷刺は頼長の病を醫するに足らずして却て更に其癖を長じたり。そは頼長自ら當時の事を記し、其信西を論駁し、彼をして遂に「閣下の才は古に恥ぢず。漢朝を訪ふに又比類少し。既に我朝中古の先達に超ゆ。其才我國に過ぎたり。深く危懼する所なり。



今より後經典を學ぶ莫れ」と云はしめたるを誇り、「余、對へず。心に榮と爲す」と云ひたるにて知らるゝなり。(臺記)。信西は其誇學の祟を爲さんことを恐れ、彼に諷するに學問を止めよと云ふを以てしたるに、彼は却て天下の碩學を論駁したるを喜びて益す其術學の癖を長せんとす。是豈其病既に膏盲に入りたるものに非ずや。夫れ男女の淫樂を歌ふを以て文學とし、雨夜の品定めに其精力を銷磨するを厭はず、官途に至りては唯だ父祖の例を追ふて機械的に進退するを以て自ら甘んずるに過ぎざりし都の公卿中に賴長の如き心を天下國家の事に用ひ、歴史と典故の研究に春日を長しとせず、秋夜の短きをかこちたりし讀書家を生じたるは眞に其異彩なりと言はざるべからず。されど是れ必しも深く怪むに足らざるなり。そは我等の後章に説明するが如く當時の日本は文學復興の時代にして賴長信西の徒は實に此時代の空氣に育ちたるものなればなり。

賴長の人と爲り凡そ此の如し。彼は今や日本の政界に大變化を與へたる時勢回轉の

一機會則ち保元の亂に其狂言の重なる俳優たるべき運命を負ひて世に出でたり。

(三) 藤原氏の内訌と院政。(再び)。

忠實が賴長を偏寵し、<sup>忠</sup>賴通を疎み、鳥羽法皇亦泰子の故に依りて忠實と親しみ玉ひし結果は次第に賴長の勢力を長じ、忠通の位置を危くしたり。斯くて近衛天皇の久安三年(一一四七年)賴長は一の上となり。同五年(一一四九年)左大臣となり、(公卿補任)、同六年(一一五〇年)に至りて忠通と互に其女の立后を争ひ遂に父子兄弟間の内訌をして公然の秘密たらしめたり。是より先き賴長其養女多子を納れて當今(近衛天皇)の皇后とせんとし、忠通は其養女呈子を納れんと欲し、此に競争の姿となりぬ。かゝる場合に於て忠實は勿論賴長を助けざるを得ず。彼は是に於て賴長の爲めに數ば法皇に哀願せり。されど法皇は忠通の異論あるを斟酌し玉ひて其言す所を聽くを果し玉はざりき。忠通が賴長の養女を納れて皇后とするを非としたる表面の理由

は朱雀天皇以來、執政の女に非ずして立て皇后となるものは其例なしと云ふに在りき。されど頼長は言へり。後冷泉、圓融、堀河の母后は共に執政の女に非ずと。斯くて忠實は益す法皇に哀願し、其哀願の甚しき殆ど強迫的態度に出で、頼長は性急なり、事若し成らずんば則ち出家せん、老臣齡七十に過ぎて一子を失はんとす、願くは陛下此情を察し玉へとすら言ふに至れり。是に至りて法皇も遂に其意を納れざるを得ず。正月二十九日遂に多子の入内して女御となり、尋て三月十四日皇后となるを見たりき。而も法皇は其四月二十八日を以て呈子を當今の女御とし、六月二十二日を以て中宮とし以て忠通の心を慰め玉へり。斯の如くにして其養女の入内に關し忠通と争つて優勝者の位置を占めたる頼長は更に忠通の城壁に迫りて之を粉碎せんと欲し、忠實より忠通に命じ太政官文書内覽の職を頼長に譲らしめんとしたり。何事にも忍耐し、何事の刺撃に逢ふも無感覺を粧ひたる忠通と雖も此に至りては其意思を明かにせざるを得ず。彼は其父の熱心なる要求に對し黙して可否を言はざりき。忠

實は法皇に請ふに忠通を論さんことを以てせり。法皇乃ち忠通を論したまひしに、忠通は書を上りて明かに内覽を頼長に譲るの不可を陳じたり。(臺記)。忠實の眼に映じたる頼長は術學、淺才にして、虚榮を好み、黨派を樹て、天下の蒼生を誤らんとする貴公子のみ、頼長の如きものにして若し幼主を扶けば四海長く其禍を蒙らんとは忠通の深く信じたりし所なり。彼は此意味に於て上書し臣の内覽にして公の收むる所となるは臣の知る所に非ず、されど臣は自ら之を頼長に譲るを肯ずる能はずと云へり。(愚管抄)。法皇は此書に添ふるに宸翰を以てし宇治に在りし忠實に忠通の決意を通じ玉へり。忠實は忠通の執拗を激怒せり。暗中格闘は此に至りて既に其極熱の度に達せり。彼は法皇の書を得ると均しく九月二十五日の丑時計りに今の時刻に改むれば翌日の午人をして急に頼長を招かしめ、今より上洛すべければ従ひ來れと云ふ。頼長則ち鷄鳴後を以て忠實の寓所に至り、忠實の輿は前に行き、頼長の車は後に従ひ、宇治川を渡りて後、忠實も亦車に乗り、東三條の第に入り、直に當時五位の檢非違

使たりし左衛門尉爲義を召し、兵を御倉町に屯して非常を警しめ、午後に至るに及んで、忠實は頼長に語るに忠通と父子の義を絶つのを以てし、既に父子の義を絶つ上は忠通の攝政は天子の授け玉ひし所にて我も之を奪ふを得ざれども、その氏の長者は我が譲りしものなり。固より勅宣に待ちしものならねば、今より長者官を取て汝に與へんと言ひ、則ち源仲行、源頼賢、源仲賢等を忠通の第に遣り長者官渡左券。朱器。臺盤。櫛衡を強奪せしめ則ち之を頼長に授けたり。夫れ白晝公然兵を以て私第を守り、武士を攝政當時忠通攝政たりきの家に遣りて、其貴重なる文書重器を奪ふ。而して世間之を尤むる能はず、法律之を罪する能はずば是れ實に血を流さざる叛亂のみ。而も忠通は冷然たりき。彼は老父の怒に逆はずして其爲すまゝに任せたり。攝政の威は殆んど全く地に墜ちたり。輕薄なる公卿は漸く馬を攝政の門に繋ぐを止めて禪閣(忠實)と左府に伺候せり。忠通は身猶ほ當職の攝政ながら門前の寂寞たる殆んど雀羅を張り得べきの觀ありき。(臺記)。尋て仁平元年(一一五一年)正月に

至りて頼長は遂に二人並びて内覽たるは昔も其例なきに非ずとの理由の下に法皇の御計にて内覽となりたり。忠通が依然として攝政たり、内覽たりしにも關らず、忠實は前關白にして内覽を兼ね、頼長も亦左府にして内覽を兼ね、父子兄弟反目して黨派を分ち、頼長は益す其長兄を輕侮して獨り自ら朝恩に誇りき。既にして忠通の位置は更に他の理由に依りて益す危殆に迫れり。そは當帝の御讓位に關する計畫につきてなりき。其事情は下の如し。

近衛天皇は仁平三年(一一五三年)眼疾にかゝり玉へり。自ら御平癒覺束なくや思召したりけん、讓位の御志あり兼て忠通を親ませ玉ひしかば御兄雅仁親王(則ち後白河天皇の御事なり)の長子守仁王に御讓位ありたき由御内意ありしかば、忠通は旨を受けて法皇に申し上げたり。されど法皇は此時既に忠實、頼長の讒構に依りて忠通を善く思召さゞりし頃なりしかば、忠通の申條こそ心得ね。察するに彼は幼主を立て、威福を専らにせんと欲すと覺へたり。彼れ當今に讓位を勧め參ら

せ、又我が聴かざらんことを恐るゝが故に當今をして自ら疾ありと稱せしめたるのみ、彼の言を聴かば是れ天下の亂を招くものなるべしとて直ちに其言ふ所を斥けたまひしのみならず、忠通の再三奏請するに及んで卿の奏聞もさる事なれども、讓位は國家の大事なれば禪閣(忠實)の議をも聞き玉ひし後左右を決せらるべしとの御旨なりしを以て忠通は法皇の此事を忠實と議し玉ふを好まざりしかば此上は強て申上るに及ばずとて其沙汰は止みたりと云ふ。(臺記)。

當職の攝政にして天子の讓位を議し、而して法皇の聽く所とならざるのみならず、却て其幼主を擁し私利を計るものならんと疑はる。忠通の相位に在る亦難からずや。法皇之を疑ひ、忠實之を疎んじ、頼長之に迫る。忠通を信するものは獨り當今近衛天皇の在ますのみ。忠通たるもの何ぞ四隣皆敵なるの感なきを得んや。されど忠通も亦決して此間に處して無策なりしには非りき。世々宮廷の陰謀に慣れたる藤原氏の子たる忠通は宮廷に於ける自己の勢力を把持するの道を求むるに於ては敢て人後

に落つるものに非りき。斯くて鳥羽法皇の寵姫たる美福門院と忠通との結托となるに至りて忠通の生涯は此に新生面を開き、さしもに飛鳥を落すばかりしなりし頼長の權勢を蹶倒して復た振ふこと能はざらしめたり。

(四) 藤原氏の内訌と院政。(三)

是時に方りて鳥羽法皇の宮中には三個の貴女ましましたり。待賢門院諱は璋子と申すは崇徳、後白河二帝。道仁、君仁、本仁三親王。禧子内親王。上西門院などの御母なり。此御方は御子多く生まれ玉ひしかども法皇の御寵愛はさまで深かりきとも聞へず。御年も法皇には僅に一歳の妹にてましませしかば後には古女房になりて君恩も薄かりけん、久安四年(一一四八年)四十五歳にて崩じ玉へり。次には賀陽院、則ち藤原泰子の御事なり。久壽二年(一一五五年)六十一歳を以て崩じ玉へり。(台記)。而して二宮に比すれば頗る年少にして最も法皇の寵を得たるものを美福門院、諱は

得子とす。得子法皇より少きこと十四歳にして近衛天皇、叡子内親王、八條院、高松院等を生む。待賢、賀陽の二門院既に世にましまさざる上は美福門院の獨り法皇の寵を専らにしたまひしは勿論なり。而して美福門院は近衛天皇の御實母にして、近衛天皇は忠通を信任し玉ひしのみならず。天皇讓位の御志ありしとき、其皇位の繼承者として法皇に言させたまひし守仁親王は實に美福門院の御養子なりき。忠通の美福門院に結托する一日に非りしを見るべし。此點に於て忠通は頼長の學究なるに比すれば寧ろ多策なる陰謀家なりき。斯くて忠通は美福門院の烏羽法皇に於ける勢力の日に長じ來りしに連れて漸く法皇の御信任を恢復し、此に積年怨を積んで平かなる能はざる頼長の勢力に大打撃を與ふるを得たり。以上台記、愚管鈔、百鍊鈔、保元物語等を參取す。且頼長は其正直にして多感に、誇學にして怒り易きが爲めに多くの敵を招きたり。近衛天皇は猶ほ御年十二三には過ぎさせ玉はざりしかどもいたく頼長を嫌ひたまへり。(愚管鈔)。美福門院も亦彼の冷遇を憤りたまへり。(台記)。多くの公卿も亦彼の短氣と嚴勵と

を恐怖せり。(保元物語)。されど彼の最大なる失策は實に院中第一の寵人たりし中納言家成の家を追捕したるに在りき。(愚管鈔)。忠通は世に溫厚の長者と稱せられたり。而も彼は法皇の寵姫に結びて其歡心を買へり。頼長は世或は凶險の小人なりと目するものあり。されど彼は大臣の威を揮はんが爲めに院中の嬖臣と衝突して君の嗔を買ふを辭せざりき。頼長の正直なる學究たりしや明かなり。斯くて忠通は漸く院中の信任を恢復し、頼長は漸く院中の信用を失ひ、昔しは君寵淺からざりし忠實すら稍や法皇に疎んせらるゝの光景を呈したりしが久壽二年(一一五五年)七月二十三日近衛天皇十七歳の御壽を以て崩じたまふに及んで此事實は具體的となりて現はれ、後白河天皇御即位の御事は、忠實、頼長之に關せずして獨り美福門院と忠通との參畫に成りしのみならず、(愚管鈔)、剩へ頼長は内覽を停められて全く政權を失ひ尋で守仁親王を立て、皇太子としたりしときも、忠實の懇願ありしに關せず、法皇は守仁は美福門院の養子なり、頼長は女院に對して輕忽なる振舞多きを以て、朕

若し世に在らざらんには頼長必ず忠を太子に盡さざるべしとて、頼長の皇太子傳たるを許し玉はざりき。頼長の自ら記す所に依れば近衛天皇崩御の時或人頼長を訪ひて巫みをして天皇の靈を降さしめしに巫は天皇の靈が其身に託せりとて愛宕山の天公（所謂天狗）の像の目に釘し以て朕を誚しひしものあり、朕は爲に目を喪ひ遂に崩御に至れりと云へり。法皇其事を聞食し人をして件の像を見せしめたまひしに其釘と云ふものあり。則ち愛宕山の僧侶を召して訊問に及ばれけるに五六年前夜中云々の事ありと奏したりと云ふ。蓋し忠實、頼長は是に依りて美福門院及び忠通の爲に天皇を呪咀し奉りたりと疑はれしもの、如し。頼長又自ら記して曰く、余も禪閣も愛宕山の天公が唯だ飛行するを知れるのみ、未だ其天公の像あることを知らず、何ぞ況や請ふ所あるべけんや。蒼天上に在り、白日下を照す。怖るべし、怖るべしと。是れ恐らくは彼の眞實なる白狀なるべし。台記に據る。台記の文、蒼天上に在りの下、されど彼が殘缺讀むべからず。意を以て之を補ふ。帝を呪咀したりてふ嫌疑は頗ぶる深く、當時の都人士は多くは之を事實として信じ

つゝありしが如し。或は彼は其呪咀の罪惡を遂げんが爲に古神祇の官幣に預からざるものを求め愛宕明神、四所權現を尋ね出して則ち呪咀の事を行ひたりとさへ云ふものあるに至れり。（古事談）。是に至りて忠實、頼長は眞に窮地に陥れり。彼等は鳥羽法皇に對して唯一の助言者たりし女院（美福門院）に惡まれ、院の寵臣に惡まれ、當今（後白河天皇）に疎んせられ、法皇の信任を失ひたるのみならず、先帝を呪咀したりてふ惡名を蒙るに至れり。而して忠通は其女院と結托したるが爲めに其久しき不平の境遇より免るゝことを得たり。

（五） 崇徳上皇の位置。

頼長の權勢を失ひし時に方りて、頼長と殆んど同じ境遇に落ち玉ひし高貴の御方あり、則ち崇徳上皇是なり。是より先き永治元年（一一四一年）上皇の位を近衛天皇に譲りたまふや實は其御心に非りき。當時上皇御年二十三。未だ位を去り玉ふの御意思

ありしに非ず。されど法皇は美福門院を寵し玉ひしかば其所生たる近衛天皇を早く位に即かせ申すべきとて讓位の事をいそがせ玉ひしを以て上皇は御心ならずも御位を去り玉ひき。(今鏡)。されば上皇は何時か重祚の機會もあるべし。或は重祚の事御望の如くならざらんには御子重仁親王を位に即かせ奉り自ら院中にて政を聽かせ玉ふべき折もあるべしと期待したまひしが如し。(保元物語)。上皇のしか期待し玉ひしは必しも理由なきことに非りき。そは近衛天皇崩御の當時に現存したる男系の皇族を見るも明かなり。此時に方りて男系の皇族には白河天皇の皇子には僧正行慶あり。齡詳かならず。堀河天皇の皇子には僧寛曉齡五十。最雲法親王齡五十あり。鳥羽天皇の皇子には本仁法親王齡二十。道慧法親王齡二十四、久安二年一身阿闍梨と未だ親王宣下なし。覺快法親王齡二十二、久安二年。一身阿闍梨となる、未だ親王宣下なし。ありしと雖も共に既に身を佛門に寄せ玉ひたれば皇位を履ませ玉ふべきに非ず。其鳥羽天皇の皇子にして佛門に入らざりしものは上皇を除けば唯だ雅仁親王ありしのみ。而して雅仁親王が近衛天皇の後を承けて帝位に即き玉ふことあ

るべしとは上皇の豫期し能はざりし所なりき。何となれば雅仁親王は近衛天皇に比すれば實に十二歳の長兄なればなり。本朝讓位の例、兄を以て弟に嗣ぐは顯宗、仁賢二帝の先蹤なきに非ずと雖も、而も是れ真に非常の場合のみ。されば雅仁親王が近衛天皇の後を受くるが如きは舊例古格を重んずる當時の人情に在ては固より之を當然の事なりとする能はざりしなり。然らば則ち忠通と美福門院とが嘗て計畫したるが如く雅仁親王の子守仁を以て近衛天皇の皇太子とするは當時の人情が認めて正しとする所なるべき乎。皇孫の天位を承くること昔より其例なきに非ずと雖も、而も正しく上皇の御子たる重仁親王の在すあり。況んや重仁親王の守仁王より長する三歳なるをや。當時の常識を以て之れを論ずるも上皇の皇子にしてしかも年長なる重仁親王を措きて、帝位を履みたまはざりし親王の御子を帝位に即け參らすることの、たとひ不正の事と云ふべからざるも猶ほ穩當なる事なりと云ふべからざるは明かなり。然らば則ち近衛天皇御多病にして皇子なかりし時に於て崇徳上皇が重祚を期待

し、若しは御子重仁親王の即位を期待し玉ひしは事理に於て當然の事なりと云はざるべからず。以上皇年代記、一代要記、愚管抄、皇胤紹運録、台記、保元物語等を參取す。されば近衛天皇の崩御に方りて世は皆上皇の御運再び開きたりと思ひしなり。されど美福門院は上皇を以て近衛天皇を呪咀したるものなりと疑ひ、上皇の重祚し、若しは重仁親王の即位し玉ふを欲せず。竊かに法皇を勧めまいらせて雅仁親王を立てんとし、忠通も亦女院に依して雅仁親王を立てるの御計を賛成したりしかば親王は世人の豫期に反し、高松殿に於て踐祚したまへり。後白河天皇是なり。尋て守仁王を以て親王とし直ちに立て皇太子とし玉へり。(台記)。今まで御自身の重祚若しは御子の即位を期待し玉ひし崇徳上皇は是に於て深き不平の淵に沈ませ玉へり。傳説に依れば上皇は數ば重祚を夢みたまひ、夢みる毎に必ず神明の冥助を禱り、その趣を記して一匣に藏め、御文庫中に置きたまひしと云ふ。かゝる切なる御希望の遂げられざりしのみならず。今まで世の人もさまで尊まざりし四の宮雅仁親王則ち後白河天皇の御事なりの帝位に即き玉ひしを見ては上皇の御心、竊に父の

帝の不仁を憤り、遂に世變を冀ふの御心を生じたるも敢て怪むべきに非ず。是に於て乎。忠實、頼長父子は前關白と左大臣とを以て、崇徳上皇は先帝を以て、共に當今の朝廷を恨むべき位置に立ちたりき。

近衛天皇の御病重もりしとき鳥羽法皇は御後の事ども思ひ煩はせ美福門院の御事のいたはしさに八條院(璋子内親王、美福門院の御所生なり)を女帝とし、若しは仁和寺の若宮(覺性法親王)を立て玉はんなど思召したれども道理に背き輿望に違ふとなれば思止まらせ玉ひしと云へり。(今鏡)。或は守仁親王を立てんとさへ思召したりしを攝政忠通の、后腹にて雅仁親王のおはするを置き奉らん、争でか異議に及ぶべきと申したりければ遂に其議に従ひたまひしとも云ふなり。(古事談)。世の傳ふる所に依れば崇徳上皇の御母中宮藤原璋子は幼時白河法皇に寵愛せられしが其長するに及んで法皇遂に之に私ししたまへり。されば鳥羽天皇は崇徳天皇を御子らしく思召さず。竊に之を叔父兒と呼びたまへり。是れ鳥羽、崇徳御父子の



相和せざりし所以なりと云ふ。(古事談)。されど此傳説は必しも信を置き難きものあり。そは此女院の生み玉ひしは獨り崇徳上皇のみならず。禧子内親王、上西門院、後白河天皇(則ち雅仁親王)、道仁親王、君仁親王、本仁親王は共に其所生にして御在世の中は鳥羽天皇との御仲も睦ましく渡らせ玉ひし如く察せらるればなり。

(六) 保元の亂。(一)

忠實は攝家の最貴なる老人たり、前關白たりし身を以て、頼長は藤原氏の長者にして左大臣たるを以て共に朝家に對して不平あり。加ふるに新院(崇徳上皇)は其當然受くべき權利なりと御自身も思召し、世も亦しか思ひける帝位の事の思ふに任かせ玉はざりしより、限りなき煩悶に沈み玉へり。斯の如き反對者を有して新たに帝位に即かせ玉ひし後白河天皇の位置の安全ならざりしは固よりなり。されど鳥羽法皇

の政を院中に聴き玉ふ間は忠實、頼長もさすがに事を擧げず、新院も亦敢て動きたまはざりき。既にして法皇も亦病に罹り玉へり。法皇にして一たび此世を辭したまはんには都は忽ち騒亂の衢となるべきは今や疑ふべからざる形勢となりぬ。是に於て乎、當今の御位を安全ならしめんと計れる人々は竊かに法皇に言して善後の策を講じたり。東宮の傅内大臣藤原實能が竊に法皇に上書し、「此世は君の御眼閉こもおはしましたん後は、いかになりなんすとか思召おはします。唯今亂れうせ候なんす、能々計ひ仰置るべし」と申したるが如きは其一例なり。實能の官は公卿補任に據り、其上書の事は愚管鈔に據る。法皇も亦深く後事を憂ひさせたまひければ御自筆にて事ある時内裏へ召さるべき武士の交名を注し置きたまひしと云ふ。(保元物語)。

法皇が内裏に召さるべき爲めに注し置きたまひし武士の交名には異説ありて一定せず。或は爲義、清盛など云ふ十人の北面なりと云ひ。(愚管鈔)。或は義朝、頼政、季實、重成、維繁、實俊、資經、信兼、光信等なりと云ひ。(保元物語)。或は法

皇が御自筆に注し置かれけるは義朝、義康、頼政、信兼、實俊の五人にして、其中義朝、義康は特に仰を蒙りて法皇の未だ崩御したまはざりし前より内裏を守護したり。清盛、頼政、重成は故院の御遺言の内なればとて女院より内裏へ進らせられしものなりなどと云ふ。(異本保元物語)。

新帝の御運、眞に危しと謂つべきなり。此危急の際に當りて新帝の爲めに謀議の中心となり、善く天下の禍亂を防ぎたるものは實に少納言入道信西の力なりと云はざるべからず。信西は南家の博士長門守高階經敏の猶子なり。(平治物語)。彼が宏才博覽にして典故に暗練せるは時人の既に認むる所にして。(今鏡)。頼長の如きは之を師として深く其才を敬したりき。(台記)。されど彼は久しく世に用ひられずして空しく歳月を過ごしたり。既にして不思議なる運命は彼をして不平に沈みたる失意者の境遇より一躍して政治機關の中心を動かし得べき樞要の位置に達せしめたり。何となれば彼は後白河天皇の未だ今宮と申して潜邸に在ませし時より御乳母として

親ませ玉ひし紀伊尼朝子の夫たりしが爲めに後白河天皇の即位と共に直ちに其の御後見たるが如き位置に上りたればなり。如何なる時代に於ても事業の根底には人物ありて存す。されば後白河天皇の即位し玉ふや、當時の世論は早くも信西の帝の左右に在るを見て頼もしきものに思ひき。(愚管抄)。彼は所謂黒幕の内に在りしものなるが故に、此危急の際に於て其政敵の陰謀を破り新帝の位置を堅固ならしめたる彼の策略に至りては固より傳説の傳へざる所なり。されど彼が戦亂の始まると共に面を黒幕の外に出し、明斷、果決、巧に武士を指揮して鎮定の功を擧げたる迹を見れば、彼が頼長等の陰謀に急がしかりし時期に於て手を拱して爲す所なかりしもの非るや察し難からず。然らば則ち女院を勸めて法皇の遺誠と稱し、武士を宮中に召したるが如きも、其實は彼の畫策なりしやも知るべからず。

既にして鳥羽法皇は保元元年(一一五六年)七月二日五十四歳の御壽を以て鳥羽の安樂壽院に崩じ玉へり。(百鍊鈔)。是れ恰も來るべき戦亂を報ずる信號なりき。頼長

は一院(鳥羽法皇)既に隠れさせ給ひぬる上は今は猶豫すべきに非ず、新院の一宮重仁親王を位に即け奉りて天下を我儘に取行ふべき時機既に來れりとなし、新院に宿直して舉兵の計畫に隙なかりき。(保元物語)。彼が味方として依頼したる武士及び僧侶は左の如きものなりき。

(一) 武士には

爲義。及び其子頼賢。頼仲。爲宗。爲成。爲仲。爲朝。義憲。保元物語に據る。義憲の名

は異本に據る。多田藏人頼憲。保元物語に據る。異本大和國の住人宇野七郎親治保元物語には散位頼兼とあり。

以上源氏。

平馬助忠正、其子長盛、忠綱、正綱、通正、保元物語に據る。

以上平氏。

大和國ひかきの冠者と云ふもの吉野勢を催して新院の御方に參るべき約ありし由愚管鈔に記す。其源平氏何れに屬すべきものなりやを詳にせず。

(二) 僧侶には

興福寺の信實、玄實等吉野十津川の指矢三丁、遠矢八町と云ふものどもを召具して千餘騎にて參ることを約す。(保元物語)。

爲義の頼長に黨せしは當時の傳説に依れば頼長、新院の命を以て參議藤原教長を爲義の亭に遣はし、數ば之を召したりしかば、爲義も辭するに詞なくして遂に諸子を率ゐて院に參りしものなりと云ふ。保元物語されど是には猶ほ他の仔細ありと見へたり。是より先き久安六年(一一五〇年)忠實が忠通より氏の長者を奪ひしとき忠實の命に依りて家兵を御倉町に出して其東三條亭を守りしものは實に爲義なりき。而して忠實の爲めに忠通の第に行向ひ暴力を以て朱器臺盤を奪ひしものは實に爲義の子頼賢なりき。此事實は人をして爲義、頼賢が常に忠實、頼長の家に往來して家臣の禮を取りつゝありしものなることを想はしむ。されば爲義父子が頼長に黨し新院の御方たりしものは必しも傳説の語るが如く偶然の結果に非るべきなり。(台記)。而

して南都の高僧が新院に黨して兩帝御位争の戦争に加はらんとしたるは僧侶神人が始めて其兵力を以て政治上の一勢力たるべき兆候を現はしたるものなれば、我等は此に少しく當時の社會に於ける僧侶神人の位置に就て學ぶ所あるを要す。我等は既に第二章に於て當時の所謂諸國住人の意義を説き、日本全國には祖先の系圖を誇り、土地の富を誇り、家子郎等いんのちらうどうを従へ退ては其地を守り、進んでは他人の土地を侵掠するに足るべき兵馬の力を有する豪族の散在することを説けり。而して我讀者は此の如き豪族の側に、別に僧侶、神人の一階級ありて、其宗教を職業とするの外は是亦諸國住人に均しく俗權を有する豪族なりしことを知らざるべからず。彼等は如何なる點より見るも眞に諸國の大名と其俗權の雄を争ふべき大地主たりしのみならず。其大寺に至ては源平氏の兵力を以てするも猶ほ其強敵たるを感ぜざるを得ざるものありき。たとへば延暦寺、興福寺の如きは其所領としたる莊園頗る多く、日本全國殆んど到る處に之を見ざるに無き有様なりき。彼等の所領は單に寺領若しは社領

と稱するものあり。或は座主長者の坊領と稱し、或は永代何々の神祠に寄進したる莊園と稱し或は長日勤行をなすべき僧徒の供料所と稱し或は燈油料と稱するものあり、其名は殊なりと雖ども、悉く是れ寺の勢力範圍に屬する莊園たらざるは無し。法勝寺は當時に於て其歴史の頗る新しく寺としては其勢力の著しからざるものなりき。されど平家世盛りの時に於て猶ほ八十餘箇所の莊園を有しき。(平家物語)。法勝寺にして此の如しとせば、其歴史の甚だ古く、其勢力の他寺を壓倒したる延暦、興福の二寺が更に多數の莊園を有したるや固よりなり。されど是れ獨り二寺に限らざりしなり。大和の金峰、吉野の如き、紀伊の熊野、高野の如き、近江の三井寺の如き、信濃の善光寺の如き、越前の平泉寺の如き、加賀の白山の如き、悉く是れ多數の莊園を有して其富を誇るものに非るはなかりき。佛寺既に此の如くなれば神社も亦此の如くならざるを得ず。則ち諸國の神社は率ね皆多數の神領、別當領、御厨、御供料等の名を以て多數の莊園を有し、諸大名と共に其大地主たる權威を争ひき。